

第3次

ち

く

し

の

男

女

共

同

参

画

プ

ラ

ン

《2018～2027》

後期

一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの

令和5年4月

筑紫野市

第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）策定にあたって

筑紫野市では、平成10年に「ちくしの男女共同参画プラン」を策定し、社会の変化に対応した取組とともに今日まで男女共同参画の推進に向けた歩みを進めてまいりました。その中で、平成17年には、市の男女共同参画の積極的な推進のための法定根拠として「筑紫野市男女共同参画推進条例」を制定、翌年に施行いたしました。この条例の目的である男女共同参画社会の実現に向け、本市では、平成30年度からの10年間を計画期間とする「第3次ちくしの男女共同参画プラン」により、今日まで各種取組を進めています。



令和3年度に実施しました「男女共同参画社会に向けた市民意識調査」の結果では、市民における男女平等意識の高まりがみられ、市民と協働し進めてきた今日までの取組の成果といえる一方、いまだ女性の人権が守られていない実態も明らかとなっています。また、急速に変化していく国内外の社会情勢のなかで、さまざまな分野において新たな課題も生まれてきており、このような課題に柔軟に対応できる、具体的な取組が必要とされています。

筑紫野市の人口は、平成21年に10万人に到達したあとも増加を続け、現在では10万6千人を突破しています。本市の市民一人ひとりが性別にかかわらず多様な選択のもと自分らしく輝けるよう、家庭、地域、事業所と行政が一体となり、だれもが住みたい、住んでよかったと思える筑紫野市を創っていくために、新たな時代に対応した本計画により、実効性のある施策を着実に進めていく所存です。

本計画の策定にあたり、意識調査へのご協力、あるいはご意見をいただきました市民の皆さま、熱心にご審議を賜り、貴重な提言をいただきました男女共同参画審議会委員の皆さまに心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも本市の男女共同参画社会づくりに向け、市民の皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

筑紫野市長 平井 一三

目 次

第1章 プラン策定の背景

1	男女共同参画に関する世界、国、県の取組	1
	（1）世界の取組	1
	（2）国・県の取組	1
2	男女共同参画に関する筑紫野市の取組	3
3	男女共同参画に関する筑紫野市の現状と課題	5
	（1）人口等の状況	5
	（2）意識調査結果からみえる現状と課題	8
4	「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」策定の意義	13

第2章 プランの基本的な考え方

1	プランの基本理念	15
2	プランの基本目標	15
3	プランの位置づけ	17
4	プランの性格	18
5	プランの期間	19
6	プランの進捗状況の管理	19
7	基本目標と施策の体系	21

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画を推進する人づくり	23
基本方向1	市民への男女共同参画に関する啓発促進	23
基本方向2	男女共同参画を推進する教育の充実	27
基本目標Ⅱ	すべての人の人権が尊重される社会づくり	29
基本方向3	配偶者等に対する暴力防止対策の推進	29
基本方向4	男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶	32
基本方向5	生涯を通じた男女の健康保持	33
基本目標Ⅲ	すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり	35
基本方向6	共に担う子育て・介護への支援	35
基本方向7	さまざまな立場に配慮した環境の整備	38

基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり	40
基本方向 8 市の政策・方針決定への女性の参画促進	40
基本方向 9 まちづくりにおける男女共同参画の促進	42
基本方向 10 女性活躍の推進	43
基本方向 11 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進	47
プラン推進のための施策	48
目標指標	53

資料編

1 用語の解説	55
(本プランで使用している男女共同参画に関連する主要用語については、最初に出てくる用語に「※」を付けて用語解説をしています。)	
2 担当課主要事業一覧	60
3 関係法令	64
(1) 筑紫野市男女共同参画推進条例	64
(2) 男女共同参画社会基本法	68
(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	71
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	83
4 男女共同参画関連年表	90
5 諮問	94
6 答申	95
7 筑紫野市男女共同参画審議会委員名簿	96
8 審議会におけるプラン策定までの経過	97

第1章 プラン策定の背景

第1章 プラン策定の背景

1 男女共同参画に関する世界、国、県の取組

(1) 世界の取組

国際連合は設立以来、世界的に女性の自立と地位向上を目指す取組を進めてきました。昭和50(1975)年には、各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」を採択しました。また、昭和54(1979)年には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、その後の世界の男女平等政策の基盤となるものです。

平成7(1995)年北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」と謳われ、現在に至るまで女性政策の国際的な指針となっている「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。平成23(2011)年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント[※]のための国連機関(UN Women)」が発足しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たすものです。平成27(2015)年、国連では「持続可能な開発のため2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs[※])」において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を2030年までに確保することが掲げられました。

令和元(2019)年末に始まる新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々の生命や生活、経済、さらに行動や意識に大きな影響を与えました。令和2(2020)年、アントニオ・グテーレス国連事務総長は各国政府に対し、女性と女兒を新型コロナウイルス感染症への対応の中心に据えるよう要請し、感染症の拡大を防ぎ、早期に景気を回復するには、ジェンダー平等と女性の権利は必要不可欠であると述べています。

(2) 国・県の取組

国は、昭和55(1980)年に「女子差別撤廃条約」に署名、昭和60(1985)年に批准しました。条約に基づき、平成11(1999)年に、「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、平成12(2000)年には、「男女共同参画基本計画(第1次)」が策定されました。その後、5年ごとに計画は改められ、令和2(2020)年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

基本法施行後、男女共同参画社会の実現に向けて法律や制度など多方面で施策が進められてきました。近年では、平成28(2016)年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法[※]」という。)」 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法[※]」という。)」が改正されました。平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、令和元(2019)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法[※]」という。)」が一部改正されました。これ

らの法に基づき、ワーク・ライフ・バランス[※]への社会的整備、政治や経済の分野における女性の活躍を推進するための施策等が進められてきました。暴力防止の分野においては、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法[※]」という。）」が施行され、その後改正を重ねています。平成 29（2017）年に強制性交等罪が施行され、性暴力への対応が強化されています。

「第 5 次男女共同参画基本計画」では、① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会を目指すべき社会として掲げています。

しかし、令和 4（2022）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）[※]」の順位では日本は 146 か国中 116 位にとどまり、政治分野や経済分野では特に低くなっています。このような状況を踏まえて、国は計画を推進することが求められています。

これらの政府の取組に連動して、県でも昭和 55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定され、女性政策のための推進体制が整備されてきました。平成 13（2001）年に、「福岡県男女共同参画推進条例」が施行され、これに基づき平成 14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。計画はその後改定を重ね、令和 3（2021）年には「第 5 次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

また、同年に策定された「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」では、DV[※]対応と児童虐待対応のさらなる連携強化、若年層や男性に向けた啓発の推進、デートDV[※]および新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化への対応などを重点的に進めようとしています。

平成 30（2018）年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（以下「福岡県性暴力根絶条例[※]」という。）」が制定され、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」と連携しながら、被害者の総合的な支援や性暴力防止に向けた啓発が進められています。

2 男女共同参画に関する筑紫野市の取組

筑紫野市における男女共同参画への本格的な取組は、平成4（1992）年に、庁内における女性問題を総合的に推進する組織として関係各課の長からなる「筑紫野市女性問題推進協議会」が発足したことに始まります。

平成5（1993）年には、女性問題に関する市民意識調査を実施するとともに、「筑紫野市女性問題懇話会」を設置しました。平成6（1994）年に発足した、筑紫野市海外研修事業「女性の翼」や、その後の「ちくしの市民の翼」では、男女共同参画社会づくりを担う数多くの人材を輩出しました。

平成9（1997）年に、女性政策の担当部署として「女性政策課」を設置し、女性問題解決に対する市の積極的姿勢を明確にしました。

平成10（1998）年には、「男女がともにわかちあい、創造しあう社会の実現」を基本理念とした「ちくしの男女共同参画プラン」を策定しました。

平成13（2001）年には、生涯学習センター内に女性センターの機能を持つ「女性情報プラザ（現在の「男女共同参画プラザ」）」と「女性相談室」を設置し、男女共同参画社会づくりの拠点として、さまざまな事業を実施することになりました。

基本法制定後には、女性行政は男女共同参画行政へと移行し、平成14（2002）年には女性政策課を「男女共同参画推進課」と課名変更し、男女共同参画施策を全庁的に推進していくために「筑紫野市男女共同参画推進本部」が設置されました。さらに、市の附属機関として「筑紫野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）」が設置されました。平成15（2003）年には、市と市民とが一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む機運を広く醸成するために「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成17（2005）年に、男女共同参画行政をより一層積極的・効果的に推進していくために、市の男女共同参画行政の法的根拠となる「筑紫野市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成18（2006）年4月に施行しました。

平成20（2008）年には、平成20（2008）年度から10年間を計画期間とする「第2次ちくしの男女共同参画プラン」を策定しました。

平成23（2011）年には、男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」及び男女共同参画社会づくりに向けての職員意識調査（以下「職員意識調査」という。）」を実施し、その結果をもとに、平成25（2013）年には、「第2次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」を策定しました。

平成27（2015）年度には、「女性大活躍推進宣言」を行い、市における女性管理職登用を推進していくことを宣言しました。

平成28（2016）年度には、「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」が施行されたことを受け、全職員が育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を果たしつつ、いきいきと活躍できる職場の実現を目指し、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを目的に「筑紫野市特定事業主行動計画^{*}」を定めました。さらに同年度に実施した市民意識調査及び職員意識調査においては、引き続き取り組むべき課題が明らかになったことから、今後の市における男女共同参画社会の実現に向け、第2次ちくしの男女共同参画プラン（後期）を見直し、平成30（2018）年

度から10年間を計画期間とする「第3次ちくしの男女共同参画プラン」を策定しました。この「第3次ちくしの男女共同参画プラン」には、「配偶者暴力防止法」に基づく市の基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく市の推進計画をあわせて位置づけました。

また、平成30（2018）年度からは、これまでの「男女共同参画推進課」から「人権政策・男女共同参画課」に名称を変更し、所属を市民生活部から「総務部」に移行しました。また、翌年からは本庁に事務所を移転し、男女共同参画の推進を全庁的な課題として各課がより緊密な連携のもと取り組める体制づくりを進めました。

令和4（2022）年度からは生涯学習センターに位置づけていた「女性センター」を「男女共同推進センター」に名称変更しました。また、人口構造や社会情勢の変化による住民ニーズを捉え、令和3（2021）年度に実施した男女共同参画に関する市民及び職員意識調査により明らかになった課題の解決に向けた具体的施策を検討し、令和5（2023）年に「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」を策定しました。



3 男女共同参画に関する筑紫野市の現状と課題

(1) 人口等の状況

①年齢3区分別割合及び総人口の推移

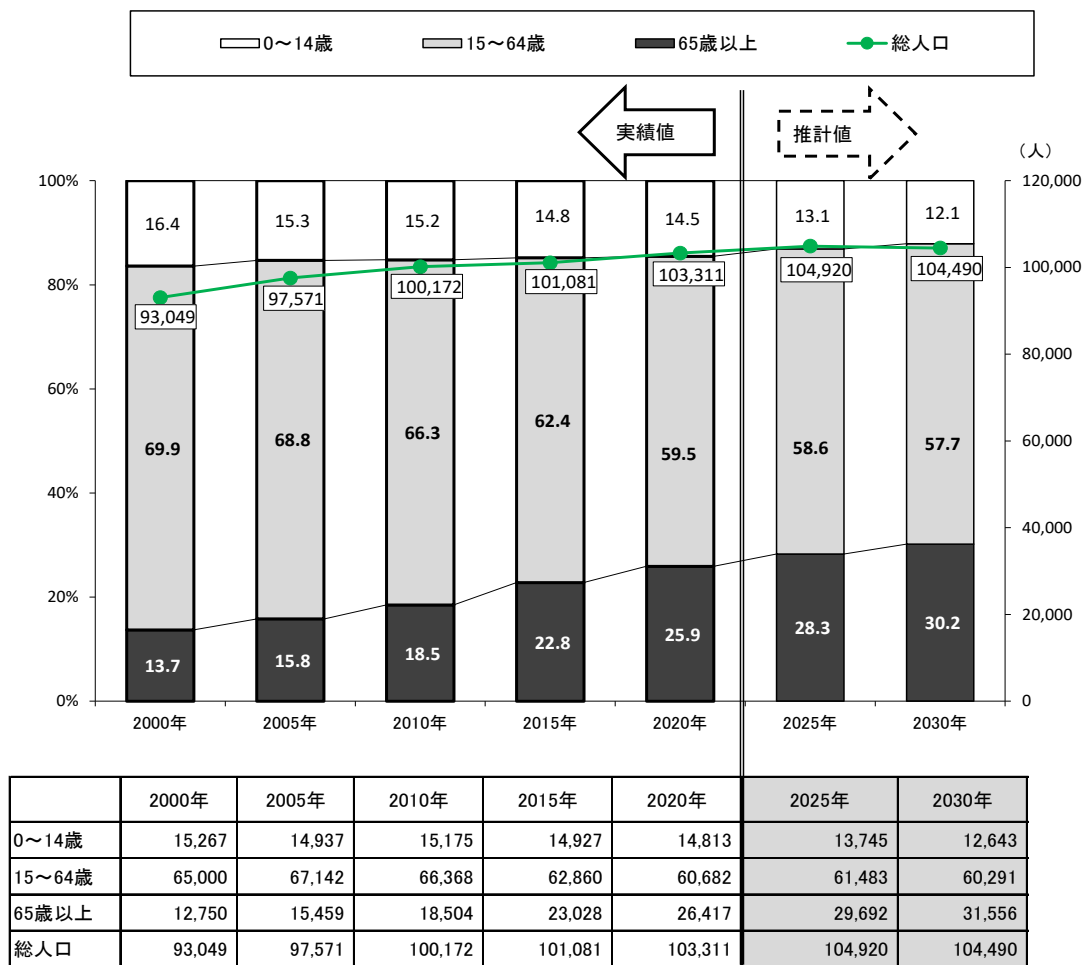
本市の人口の推移をみると、平成12(2000)年に93,049人であった総人口は、平成22(2010)年には100,172人、令和2(2020)年には103,311人と、この20年間で約10,000人の増加傾向が続いています。第六次総合計画によると、令和12(2030)年には104,490人と推計されており、今後も増加すると見込まれています。

高齢者人口(65歳以上)は、平成12(2000)年の12,750人から令和2(2020)年には26,417人と増加して、今後も増加傾向となっています。一方、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は、平成12(2000)年から徐々に減少し、令和2(2020)年で60,682人59.5%と平成12(2000)年から1割程度減少しています。

年少人口(15歳未満)は、平成12(2000)年15,267人から令和2(2020)年には14,813人と減少して今後も減少すると推計されています。

総人口は増加していくなかで本市においても少子高齢化が進行しています。

図表I-1 年齢3区分別人口の推移(単位:人、%)



資料:各年国勢調査(総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)

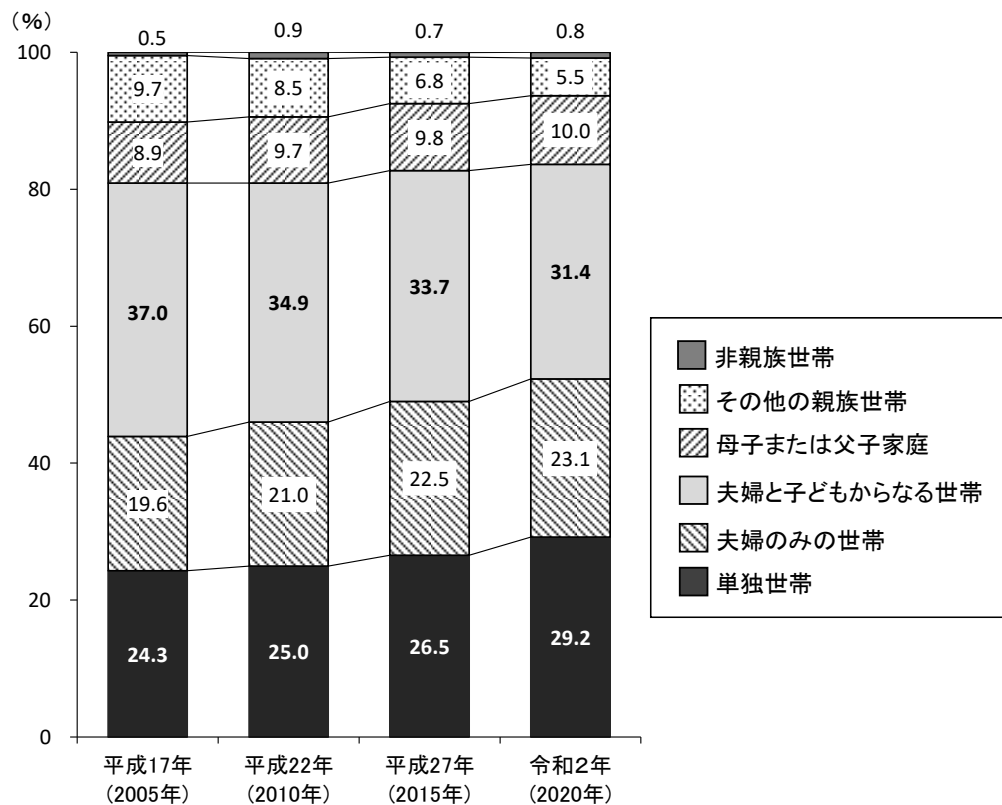
2025~2030年は、第6次筑紫野市総合計画の推計による

②家族類型別一般世帯数割合の推移

一般世帯の家族形態の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は平成12(2000)年の37.0%から平成22(2010)年には34.9%、令和2(2020)年には31.4%と減少傾向を示しています。一方、「単独世帯」は平成12(2000)年の24.3%から平成22(2010)年には25.0%、令和2(2020)年には29.2%と増加していますが、本市の家族形態は依然として核家族世帯が多いという結果となっています。また、「母子または父子家庭(いわゆる『ひとり親家庭』)」は平成12(2000)年の8.9%から、令和2(2020)年には10.0%と微増しています。

福岡県と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県より多く、「単独世帯」の割合は福岡県より少なく、他方、「夫婦のみの世帯」の割合は福岡県より多くなっています。

図表 I - 2 家族類型別一般世帯数割合の推移 (単位: %)



資料: 国勢調査

一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

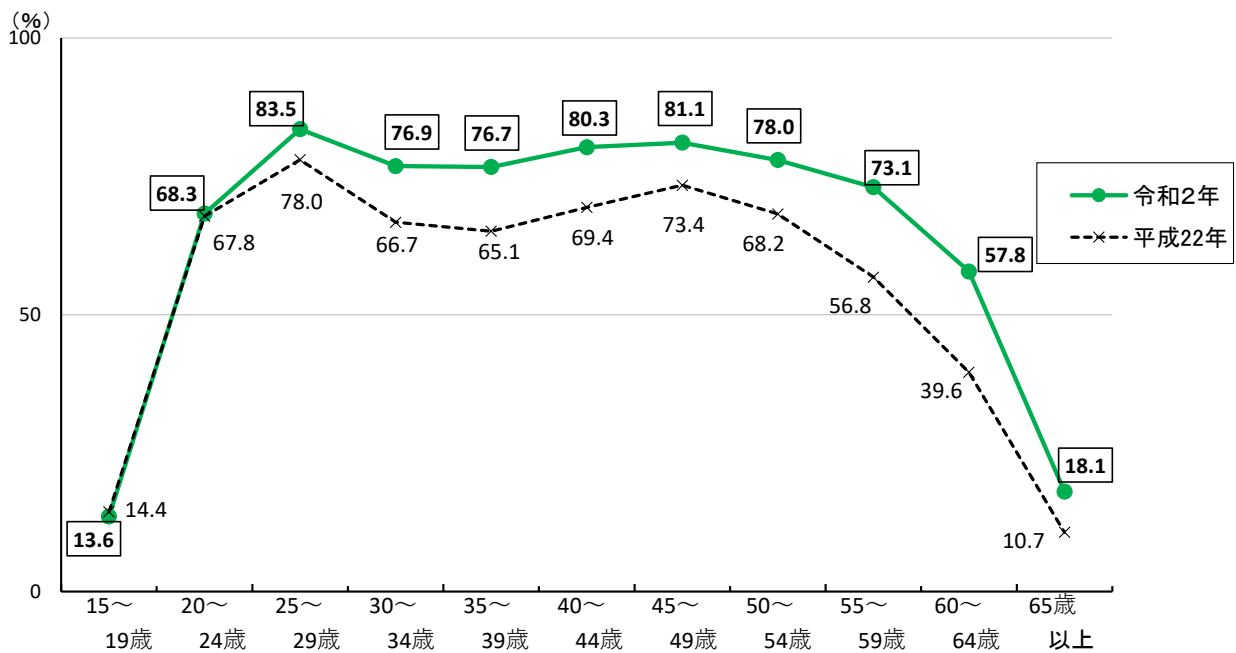
- 親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 - 単独世帯: 世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

③女性の労働状況

本市の女性の労働力率を平成22（2010）年と、令和2（2020）年の国勢調査データと比較すると、30代～40代前半にかけての出産や子育て期に、これまでは離職により労働力率が下がるいわゆるM字カーブを描いていましたが、令和2（2020）年の調査では離職による谷が緩やかになっており、女性が継続して就労する割合が高くなったといえます。

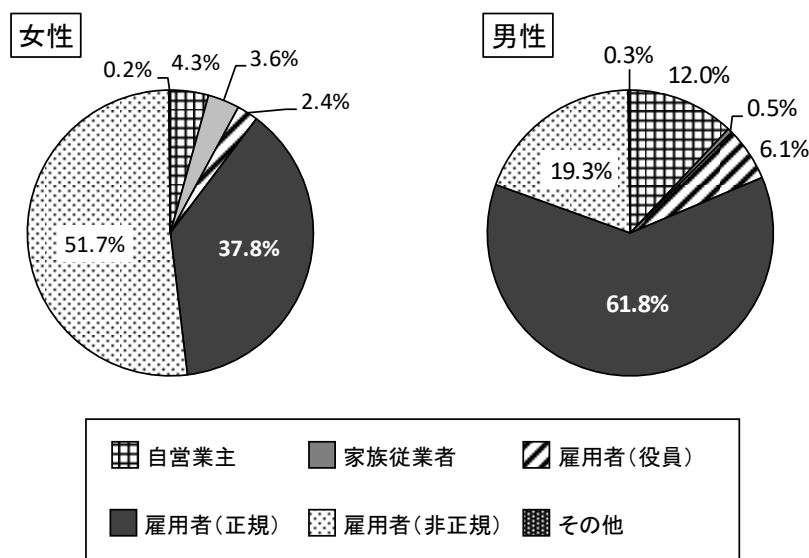
また、福岡県の有業者について従業上の地位や雇用形態を性別で見ると、雇用者のなかでも女性の非正規雇用者の割合が高く、女性の全有業者の半数以上を占めていることがわかります。

図表 I - 3 女性の年齢階級別就業率の推移（筑紫野市）



資料：国勢調査（平成22年、令和2年）

図表 I - 4 有業者における従業上の地位・雇用形態別比率（福岡県）



資料：就業構造基本調査（平成29年）

(2) 意識調査結果からみえる現状と課題

令和3(2021)年度に市民意識調査及び職員意識調査を実施しました。各調査結果による、本市の男女共同参画推進状況に関する現状と課題が次のようにみえてきました。

①市民意識調査結果から見える現状と課題

■固定的性別役割分担意識※の解消に向けて性別や年代に応じた意識啓発を

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的性別役割分担意識について「同感しない」、「あまり同感しない」を合わせた『反対派』の割合は、女性では約7割、男性は6割強を占めています。前回調査と比較しても『反対派』が大幅に増加しており、固定的性別役割分担意識は解消される傾向にあるといえます。

性別役割分担意識の解消が進んできた点は、これまでの市の意識啓発についての取組の成果として評価できますが、男性は女性に比べて『反対派』の割合が低く、また、男女ともに年代の高い層では『賛成派』の割合が高くなっていることから、性別や年代に応じて意識啓発を工夫していくことが求められます。

■「社会通念・慣習・しきたり」については、背景にある無意識レベルの偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス※」の解消を

男女の地位の平等感について、『男性優遇』と回答した割合が高かったのは、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で、8割前後に上っています。また、女性の『男性優遇』の割合は全ての項目で男性を上回り、男女の地位の平等については女性の方が男性よりも不平等感が強くなっています。特に、「家庭生活」や「地域活動・社会活動の場」では男女の隔たりが大きくなっています。家庭や地域といった身近な場での平等感は男女で認識の違いが広がっているといえます。

今後の意識啓発に関しては、建前としての性別役割分担意識の解消だけでなく、慣習の背景にある無意識レベルの偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の解消が必要であり、時勢に応じたテーマを取り上げることやワークショップ形式で実感を伴う学習をするなどの工夫が求められます。

■性別役割分担によらない子どもの育て方が支持を得ている

「女の子も男の子と同等に経済的に自立できる職業人としての教育が必要だ」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」は、ともに『反対派』はほとんどいません。ただし、男の子の生活自立志向に対する積極的な「賛成」は、女性が男性を約13ポイント上回っていました。

子どもの育て方については、性別役割分担を解消する方向に概ね進んでいますが、男の子が家事能力を身につけることに対する男性の意識がやや低いため、大人の男性の家事参画を促進し、現状を変えるような実践的な講座の開催が望まれます。

■家庭内の役割分担の状況は依然として「男は仕事、女は家庭」

家庭内の役割分担について、『主に妻』が行う割合が最も高い項目は「炊事・掃除・洗濯などの家事をする」で、女性では8割台半ばにのぼり、共働きの女性も同程度あり、妻が働いていても家事が女性の役割となっている現状がうかがえます。

また、男女とも7割以上が、生活費を稼ぐのは『主に夫』と回答しており、「男は仕事、女は家庭」という実態になっています。前回調査と比べ、多少改善をしているものの、育児や介護といったケア役割については、『主に妻』と回答した割合が前回調査から変化がみられず、依然として男女の認識にずれがあります。この認識のずれが、先述の「家庭生活」における女性の不平等感につながっていると思われれます。子育てへの関わりでは男女共同参画が進みつつありますが、それ以外の役割の担い手には依然として課題があり、男性の認識を高めていくことが必要です。

■女性の就業継続のためには、実効性の高い両立支援策や男性の家庭参画とさらに育児・介護休業制度の取得促進も

女性が職業をもつことについては、「ずっと職業をもっている方がよい」が男女とも最も高く、男女とも前回調査から増加しています。「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という、いわゆる女性のM字型就労を肯定する人は男女とも減少しています。しかし、実際の働き方では、女性は就労を中断している状況にあり、現在働いている女性のおよそ半数は結婚や出産でキャリアの中断を経験していることがうかがえます。

女性にとって仕事と家庭との両立は依然として課題であり、事業所等へ両立支援に関する情報提供を行うとともに、雇用主や男性に対しては、男性の家庭参画の重要性を認識できるような啓発が求められます。

さらに、今回の調査結果から、育児休業や介護休業の取得には職場の雰囲気と経済的不安が障壁となっていることがうかがえます。国の第5次男女共同参画基本計画では、民間企業における男性の育児休業取得率を令和7(2025)年までに30%にすることを目標としており、取得促進に向けて令和3(2021)年6月に育児・介護休業法が改正されました。法律の周知を進めるとともに、事業主及び管理職には男性従業員の休業取得促進のために助成金制度などの情報の周知が必要です。

■女性が政策・方針決定の場へ進出するためには両立支援策の充実と女性の政治参画への意欲を高める啓発が必要

政策・方針決定の場にはまだまだ女性が少ないのが現状です。その理由として最も多かった回答は、男女ともに「男性優位の組織運営になっているから」でした。

また、子育てに関わる年代の女性を中心に、育児・家事・介護などの家庭責任が政策・方針決定の場への参画の妨げになっていることがわかりました。

女性の政治参画を進める法律については内容まで知っている人は少なく、法律の理解を広める啓発が求められます。また、女性が地方議員になることへの意欲が高まらない要因として、女性自身の家庭責任への負担感や政治についての固定概念があげられてお

り、議員活動と家庭生活との両立支援策の充実とともに、理解を深める啓発を進めていくことが必要です。

■男性の地域活動を進めるためには事業所等の積極的な取組と行政の支援体制の充実が必要

男性が地域活動や家庭生活へ参加しやすくするためには、職場での取組が重要であり、職場の雰囲気づくりや両立支援制度の整備が求められています。男性のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の積極的な取組と行政による情報提供などの支援が重要です。

女性が地域の役職につくことについては、女性の約8割、男性の5割台半ばが「断る（断ることをすすめる）」と回答しており、「知識や経験不足」「家事・育児や介護に支障」などの理由が多くなっています。

地域の役職に女性を増やすためには、参加しやすい時間帯を工夫するなど社会活動との両立支援が求められます。

■地域の意思決定の場への女性の参画は、災害時に多様な視点が活かされる

防災に関して、男女共同参画の視点からどのような防災対策や災害対応が必要かについては、女性では、女性・子ども・障がい者などの支援を必要とする人の立場に配慮する項目の割合が高く、男性では「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」「避難所の運営に女性も参画」など、女性の主体的な参画を求める項目の割合が高くなっていました。

地域の意思決定の場への女性の参画により、災害時において多様な視点が活かされます。また、男性が日頃からケア役割を担える環境にあれば、災害時にもより適切な対応につながります。今回の調査結果からも、住民の意識や関心が高いことが明らかであり、女性の参画を進めるためのさらなる取組が重要です。

■暴力は人権侵害であり決して許されないことだと社会全体に理解を深めていくことが必要

ここ5年くらいでDV被害経験のある人は、女性は約3割にのぼっています。また、未婚者の被害経験も男女とも1割弱と、デートDVの実態があることがうかがえます。DV被害経験者のうち「どこ（誰）にも相談しなかった」は女性では半数を超え、男性では8割近くを占めています。相談先としては「家族や親戚」「友人・知人」が男女とも高くなっていました。適切な対応が期待できる専門家や相談機関、公的機関の周知が必要です。

依然としてDVの被害は後を絶たず、DVが潜在化している状況もうかがえます。DVとされる行為や発生する背景、配偶者暴力防止法の取組などについて、被害者自身、また、相談相手となる家族や知人に届くように、広く啓発し情報提供することを継続していくことが必要です。また、若年層や未婚者に対しては、デートDVへの啓発を進め、対応についての情報提供も進める必要があります。暴力は人権侵害であり決して許されないこと、DVがジェンダーに基づき発生すること、子どもの前でのDVが精神的児童

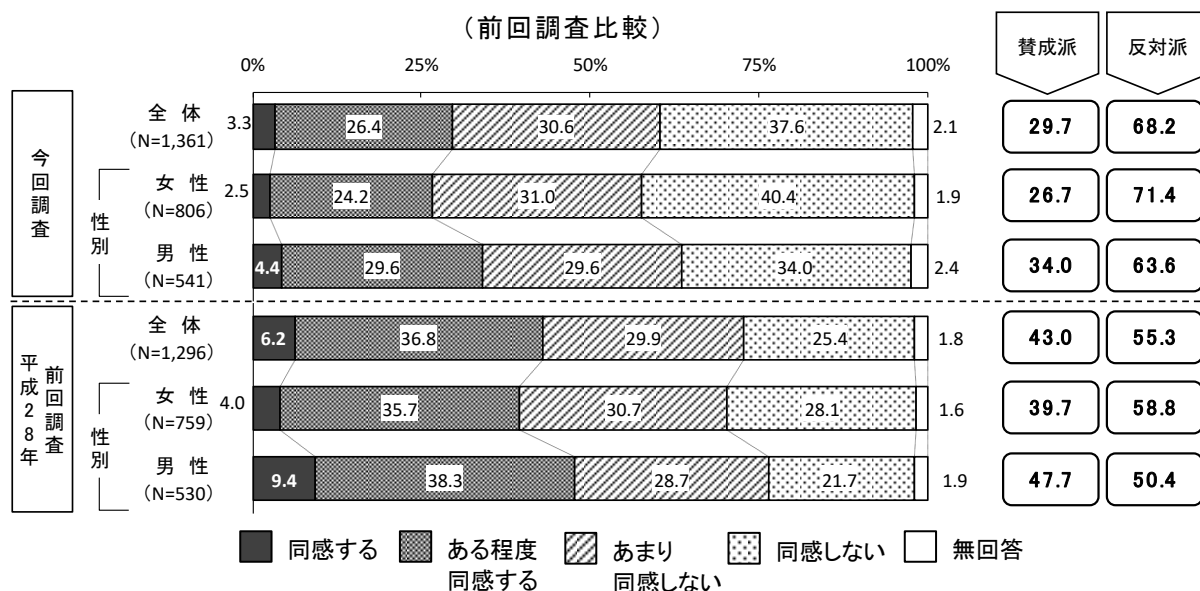
虐待であることなど、社会全体に理解を深めていかねばなりません。

■男女共同参画社会の実現のために女性は家事や育児・介護への支援策を重視

男女共同参画に関する法律の認知は、「配偶者暴力防止法」の認知度が全体で約9割と最も高く、平成28(2016)年に施行された「女性活躍推進法」は5割台半ばと続いています。筑紫野市の男女共同参画に関するプランや条例については3割台、また「救済・苦情処理制度」は約2割台と認知度が低くなっています。用語については、「LGBT※」が前回調査から28ポイントも増加し、この5年で認知が高くなった言葉です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」は1割強にとどまりました。法律や条例は生活に影響を与えるものであり、根強い慣習の改善のためにも、より認知を高める必要があります。また、DV被害の現状では、性的暴力を受ける女性が一定数いたことから、避妊や妊娠における性的自立の意識を男女とも高めるために、年齢の低い層では特に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度を上げることが必要です。

「男女共同参画社会」を実現するための市の施策については、育児支援の整備や就労支援への要望が女性に高くなっています。男性は女性の登用やリーダー育成に関する施策への要望が依然として高くなっていますが、女性自身の要望も高くなりつつあります。女性の意思決定の場や職業生活における参画促進について法整備は進んでいるものの、それらを実現するためには、現状で女性中心となっている家庭責任が障壁となっています。家事や育児への男性の参画促進については、家庭内の問題にとどまらないよう社会的な支援策が必要です。

図表 I - 5 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査(令和3年)

②市職員意識調査結果から見える現状と課題

■固定的性別役割分担意識の解消に向けては、「特定事業主行動計画」の取組について庁内全体の周知徹底を

「職員意識調査」の結果をみると、経年では固定的性別役割分担意識は解消されていく傾向にあります。しかし、1日の家庭内における「炊事・掃除・洗濯」や「育児」に関わる時間は、女性の方が男性よりも長くなっています。

市役所内における「昇任や昇格」については、「平等」とした回答が他の項目と比較して少ない結果となっています。また、「仕事の内容や分担」「労働時間」では女性が優遇されていると感じている男性が多く、男性が仕事の内容や分担、労働時間に関して不公平感を抱えていることがうかがえます。

さらに「育児時間」、「妊娠障害休暇」や「筑紫野市特定事業主行動計画」の認知度は低い状況にあります。女性がより多くの家事責任を担っていることが職場での昇任や昇格へ影響を与える可能性もあることから、これらの取組について庁内全体の周知を高めていく必要があります。

■DVやハラスメントについての職員研修や関係各課の連携

「職員意識調査」では、8つのDVの行為について「暴力にあたる」と回答した割合は「殴る蹴る」「ものを投げたり、壊したりする」「生活費などお金を渡さない」「性行為を強要する」で高くなっています。しかし「大声でどなる」「無視する」などの精神的暴力、「行動をチェックする」「スマホの履歴をチェックする」などの社会的暴力では、他の暴力と比べ、暴力としての認識がやや低いことが分かりました。

セクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）を受けたり、見聞きしたことがあると回答した人の割合で高かったのは『「まだ結婚しないのか」「子どもはまだか」と言われた』で、女性で割合が高く、男性を約10ポイント上回っています。セクハラを受けたり、見聞きしたことがあると回答した人にその時の対応をたずねたところ、「何もしなかった」と回答した人が女性51.2%、男性67.0%でした。依然として半数がセクハラを認識しながら行動できていないことがわかります。

DVやセクハラについての職員研修や関係各課の連携が一層求められます。

4 「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」策定の意義

本市では、平成30（2018）年度からの10年間を計画期間とする第3次ちくしの男女共同参画プランを策定し、これまで前半の5年間、男女共同参画社会の実現に向けたより実効性の高い施策を推進してきたところです。

また、第3次プランにおいては、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく本市のDV対策基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく本市の女性活躍推進計画を位置づけることにより、男女共同参画社会実現に向け内容を充実させてきました。

令和4（2022）年度は、第3次プランの実施期間の中間年に当たり、この5年間で推進してきた本プランの施策について検証するため、令和3（2021）年度に「市民意識調査」を実施して市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握しました。その結果、依然として性別に基づく固定的性別役割分担意識は根強く、それに基づく社会慣行や慣習の背景にあるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組が求められていることがわかりました。

また国や県では、「子育て」「暴力防止」「政策方針決定の場への女性の参画促進」など多くの社会的課題に対する法整備や計画の策定が進み新たな取組が始まっています。更に、コロナ禍の様々な影響により、市民の社会活動や家庭生活にも変化が生じていることから、今後の施策内容や実施方法などに工夫や変更が必要となっています。

条例がその前文で謳っているように、筑紫野市においても、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、市、市民、事業者等が協働して、男女共同参画を推進し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することが求められています。そのことは、性にかかわりなく、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会の実現へとつながるものです。

以上のような状況を踏まえ、条例第12条に基づき、ここに「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」を策定します。



第2章 プランの基本的な考え方

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

基本理念

「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」

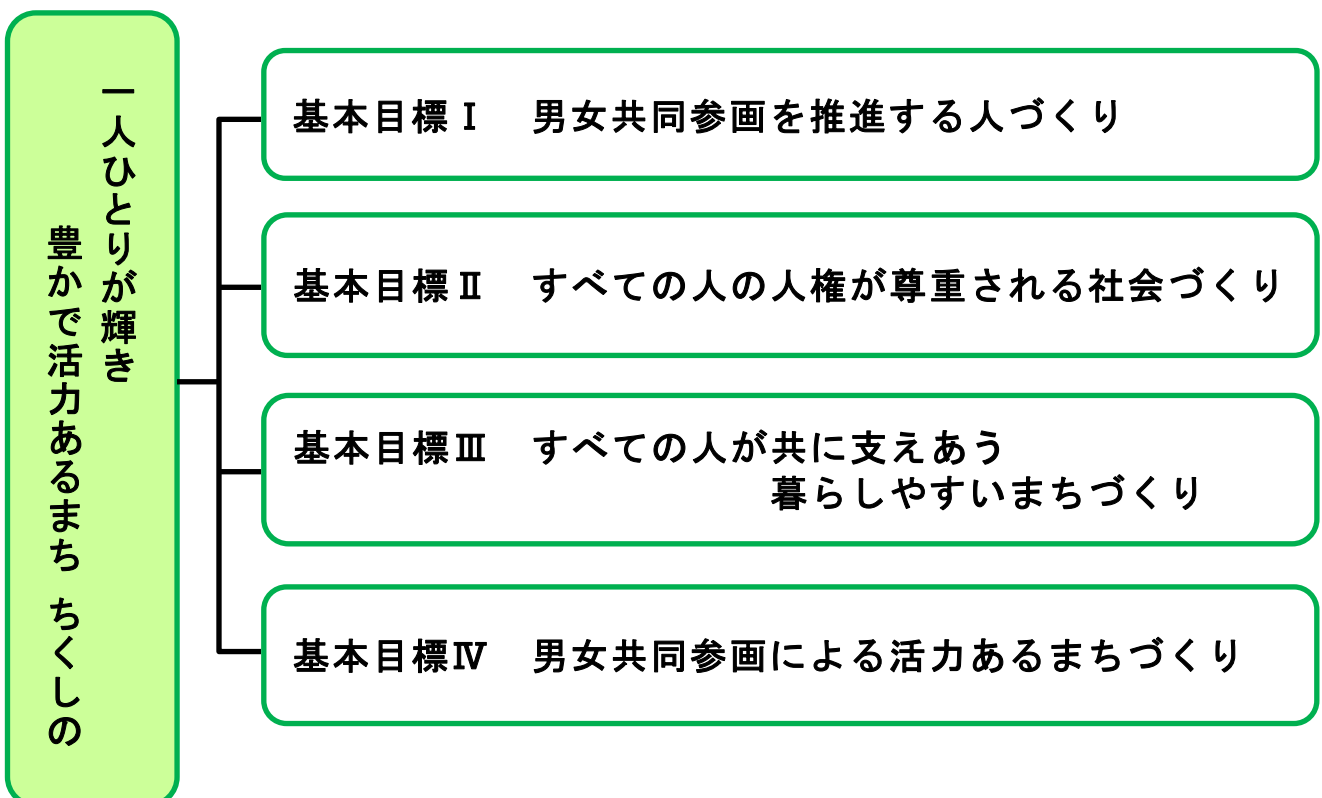
この基本理念は、「筑紫野市男女共同参画推進条例」の前文と第1条の規定をもとに、筑紫野市の目指すべき姿を表現したものです。

男女共同参画社会とは、すべての人が互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、そして、性にかかわらず、自らの意思で多様な生き方を選択し、その個性と能力を十分発揮することのできる社会です。

筑紫野市では、本プランにより、一人ひとりが自分らしく輝き、豊かで活力あるまちをめざして、市民等と協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

2 プランの基本目標

基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定して施策を展開していきます。



基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり

条例第3条第3号の基本理念では「すべての人は、性によって固定された役割分担意識に基づく制度又は慣行に縛られることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、活動が選択できるよう配慮されなければならない」と規定されています。市民意識調査結果をみると、固定的性別役割分担意識は解消しつつありますが、「社会通念・慣習・しきたりなど」においては男性が優遇されていると考える人は8割にもものぼります。ジェンダー平等を阻害するような行動は、慣習に従って無意識に性別で異なる扱いを是とするいわゆるアンコンシャス・バイアスによるものが多いといえます。国や県の計画でもアンコンシャス・バイアスの解消を意識啓発における重要な課題に位置付けています。

ジェンダーバイアス※にとらわれることなく多様な活動が実践できるような人づくりのために、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、生涯学習など多様な場で、啓発活動や教育に取り組み、合わせて教育に携わる人たちへの啓発も進めます。また、男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会における取組とも密接な関係にあることから、国際的なジェンダー平等推進をふまえて市における啓発活動を進めます。

基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり

DVやハラスメント、性暴力は基本的人権を侵害する行為です。これらの行為の背景には、男性優位の意識や経済力の格差など社会的な構造があり、男女共同参画社会形成のためには大きな課題です。そのため、これら人権侵害の防止対策の根拠となる法律の整備も進んできています。市においても、配偶者やパートナーなどの間で起きるDVやデートDVの防止対策については、これまで啓発活動、被害者支援に取り組んできました。今後も継続的に施策を充実させていきます。また、ジェンダーに基づく暴力として、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント※などがあげられます。これらは、職場や学校などの組織の中で立場の弱い人に向けられる人権侵害です。雇用主に対して防止対策を働きかけるとともに、学校においても防止の取組を進めます。また、AV出演被害問題・JKビジネス※問題といった若年層を対象とした性的な暴力防止に対しても、国や県での対策が進んでいます。性暴力防止には性的人権意識が基盤となるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を深める啓発や年代に応じた性教育を進めます。生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に過ごすことは人の生きる権利であることから、性別に関わらず、自分自身の健康を管理できるような健康支援を推進します。

基本目標Ⅲ すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり

単身世帯の増加など家族形態は変化しており、また、コロナ禍にあって働き方の多様化は進んでいます。このような状況の下、市では各種計画を策定し、介護や子育てへの支援を進めています。今後は、男女共同参画の視点から性別や年齢に関わりなく、単身世帯やひとり親世帯など多様な家族形態に応じて、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるよう施策を充実していきます。また、職業生活と同様に地域活動、

市民活動などにも参画できるよう環境を整えます。さらに、様々な理由で差別を受けている女性が、女性という理由で重複差別を受けることがないように配慮することに努めます。

性別役割分担に基づく働き方では、ひとり親家庭では女性は経済的な困窮、男性は子育てや家事への困難を抱えがちとなることから、すべての人が安心して暮らせるよう男女共同参画の視点で適切な生活支援に取り組みます。

基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり

住民自治の主体は市民であり、その半数を占める女性が活躍することは、行政、地域活動、企業活動等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながります。市の審議会など政策決定の場や地域等の市民活動における方針決定の場に女性が参画できるよう取組を充実します。政治分野における男女共同参画推進法が施行されており、女性の政治参画への意識を啓発するとともに、議員活動と家庭生活が両立できるよう環境整備を進めます。女性活躍推進法の基本方針においては、女性が職業生活において活躍するためには、男性が家族の一員としての役割を一層果たすことが求められています。育児・介護休業法の改正に伴い、企業には男性の育児参画への環境整備が求められています。市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて事業所に対して法や制度の周知や情報提供をさらに進めていきます。女性の希望する形で働ける環境となるよう再就職や起業に向けた支援を実施し、農業や自営業においても女性の労働が適切に評価されるよう、男女共同参画を進めていきます。

3 プランの位置づけ

「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）」は、以下の法律及び条例に基づく計画として位置づけています。

（1）「筑紫野市男女共同参画推進条例」に基づいた計画

本プランは、平成17（2005）年10月に制定し、平成18（2006）年4月に施行した条例第12条の規定に基づく「男女共同参画に係る基本的な計画」として位置づけています。

（2）配偶者暴力防止法及び女性活躍推進法に基づいた計画

「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として、本プランの「基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり」の「基本方向3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進」を位置づけています。

また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、本プランの「基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり」の「基本方向10 女性活躍の推進」を位置づけています。

4 プランの性格

(1) 国、県の基本計画と整合性を図った計画

本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2(2020)年12月閣議決定)及び「第5次福岡県男女共同参画計画」(令和3(2021)年3月策定)を踏まえて、男女共同参画社会の実現をめざすための基本方針を定めて、施策を体系化したものです。

(2) 筑紫野市総合計画をはじめとした各種計画と整合性を図った計画

本プランは、「第六次筑紫野市総合計画」(令和2(2020)年策定)と整合性を図り、各種計画とも連携しながら、本市における男女共同参画推進の各施策を総合的、計画的に推進するものです。

(3) SDGsの包括的なゴールとの関連に配慮した計画

第六次筑紫野市総合計画では、平成27(2015)年に国連で採択された「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の包括的な17のゴール(目標)と関連性を持って各分野の計画を推進するものとしています。本プランでも、各種施策の推進においては、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめSDGsのゴールとの関連に配慮します。

(4) 筑紫野市男女共同参画審議会の答申を尊重し策定した計画であり、市民の意見を反映した計画

本プランは、条例第12条の規定に基づき、「筑紫野市男女共同参画審議会」の「第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)(案)」の答申を尊重して策定しました。

また、本プランは、令和3(2021)年度に実施した市民意識調査及び職員意識調査の結果を踏まえて作成し、令和4(2022)年度にパブリック・コメント※を実施して市民の意見を反映する計画としています。

(5) 市民との協働により推進する計画

条例第6条において、市民の責務を定め、市民は職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、市の男女共同参画施策に協力することが求められています。そのため、本プランにおいては、市民が主体的、かつ積極的に参画できるような支援策を講じ、市民と協働して推進を図ります。

5 プランの期間

本プランは、平成30（2018）年度から10年間を計画の期間としています。中間年である令和4（2022）年度に本プランの点検と見直しを行い、後期プランを策定しました。最終年度である令和9（2027）年度には、本プランを最終的に点検して見直しを行い、第4次プランを策定します。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)				
					←-----→								
										後期計画期間			
			市民・職員意識調査		点検・見直し					市民・職員意識調査		点検・見直し	
推進状況を適宜把握、点検													

6 プランの進捗状況の管理

計画を実効性のあるものとし、客観性を持った的確な進行管理を行うため目標指標を設定しています。その進捗状況については、筑紫野市男女共同参画推進本部及び筑紫野市男女共同参画審議会を経て、条例第12条に基づき公表します。

参考：条例と第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）の関連

筑紫野市男女共同参画推進条例（抜粋）

◎目的（第1条）

この条例は、男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

◎基本理念（第3条）

- 1 すべての人の人権尊重
- 2 性に関する権利の尊重と生涯にわたる健康の保持
- 3 社会における制度又は慣行についての配慮
- 4 政策等の立案及び決定過程への男女共同参画
- 5 家庭生活と他の活動との両立
- 6 国際的協調

第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）

基本目標

- I 男女共同参画を推進する人づくり
- II すべての人の人権が尊重される社会づくり
- III すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり
- IV 男女共同参画による活力あるまちづくり

男女共同参画の推進

プランの推進

- ◎具体的事業の推進
- ◎推進体制の充実

プランの基本理念

「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」

7 基本目標と施策の体系

基本目標	基本方向	基本施策
I 人 男 女 共 同 参 画 を 推 進 す る	1 市民への男女共同参画に関する啓発促進	(1)生涯学習・社会教育など多様な学習の推進
		(2)家庭教育における男女共同参画の推進
		(3)社会制度、慣行等の見直し
		(4)国際的な男女共同参画に関する理解の促進
II 尊 重 さ れ る 人 の 社 会 づ く り	3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進 (配偶者暴力防止法に基づく市の基本計画)	(1)DVに関する周知・啓発の推進
	4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶	(1)暴力防止のための啓発及び被害者支援
	5 生涯を通じた男女の健康保持	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立 (2)男女共同参画の視点に立った健康づくりへの支援
III ま ち づ く り の 人 が 共 に ま ち づ く り し や す い	6 共に担う子育て・介護への支援	(1)高齢者の社会参加と生きがい対策の充実
		(2)高齢者・障がい者福祉等のサービスの充実 (3)子育て・介護を共に担うための環境づくり
IV 活 力 あ る 男 女 共 同 参 画 に よ り	8 市の政策・方針決定への女性の参画促進	(1)市の審議会等への女性の参画促進
	9 まちづくりにおける男女共同参画の促進	(1)男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
	10 女性活躍の推進 (女性活躍推進法に基づく市の推進計画)	(1)ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
		(2)女性のニーズに応じた就労支援 (3)農業における男女共同参画の推進 (4)自営商工業における男女共同参画の推進
11 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進	(1)防災・災害復興分野への女性の参画拡大	
プラン推進のための施策		(1)市職員等の意識改革の推進 (2)筑紫野市特定事業主行動計画の推進 (3)あらゆるハラスメント防止対策の推進 (4)推進組織体制の充実 (5)市民と行政の協働による推進





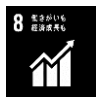



参考：SDGs と第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）との関連

本プランでは、SDGs で定めている包括的な17のゴールのうち、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして各基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

◇基本目標とSDGsとの関連性

基本目標	対応するSDGs
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり	4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等を実現しよう、10 人や国の不平等をなくそう、16 平和と公正をすべての人に、17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり	1 貧困をなくそう、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等を実現しよう、10 人や国の不平等をなくそう、17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標Ⅲ すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり	1 貧困をなくそう、3 すべての人に健康と福祉を、5 ジェンダー平等を実現しよう、10 人や国の不平等をなくそう、16 平和と公正をすべての人に、17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり	5 ジェンダー平等を実現しよう、8 働きがいも経済成長も、10 人や国の不平等をなくそう、16 平和と公正をすべての人に、17 パートナーシップで目標を達成しよう

◇関連するSDGsのゴールの内容

	貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第3章 施策の内容

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する人づくり

基本方向1 市民への男女共同参画に関する啓発促進

【基本施策】

(1) 生涯学習・社会教育など多様な学習の推進

条例第17条第1項で「市は、男女共同参画に関する市民の関心及び理解を深めるため、情報の提供及び啓発活動を行わなければならない」と規定されていることに基づき、これまで、男女共同参画の意識を形成するための講座や学習会を実施しています。今後も、目的に応じたテーマ設定や対象に合わせた開催方法の工夫など事業を充実させていきます。

また、市民団体等と連携し、地域や家庭での男女共同参画意識の向上を目的とした出前講座を継続します。市の広報やホームページなどを活用して啓発を進めるとともに、図書館等において男女共同参画関係資料を充実させ、情報を提供していきます。さらに、6月の「男女共同参画週間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会を捉え、市民に広く啓発を行うとともに、市の男女共同参画推進に功績があった個人や団体の表彰などにより、市民の主体的な取組の重要性を広く知らせていきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
1	男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施	(a) 男女共同参画に関するセミナー・講座を計画的に開催します。また、開催に当たっては、テーマや対象を明確にして効果的な啓発となるようにします。 (b) 多様な生き方を支援する生涯学習を推進するため、関係団体と連携しながら各種講座等の学習テーマに男女共同参画の視点に立った内容を取り入れます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課 教育政策課 生涯学習課 関係課
2	市民との協働による学習機会の充実	職場、学校、地域などに対して積極的に男女共同参画をテーマとした学習会の開催を働きかけ、市民団体との協働により出前講座を実施します。また、各種講座、学習会などの開催においては、参加しやすい条件整備と内容の充実に努めます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 生涯学習課 関係課

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
3	市広報や市ホームページなどを利用した啓発活動の充実	市広報、市ホームページ、男女共同参画に関する情報誌等を通じて、効果的でわかりやすい男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・ 男女共同参画課
4	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や視聴覚資料などの収集・整備、情報提供を行うことで庁内外の利用促進に努めます。	○	○	○	○	○	人権政策・ 男女共同参画課 教育政策課 文化・ スポーツ振興課
5	男女共同参画に関する行事・表彰による啓発の推進	男女共同参画週間などの行事の実施や、男女共同参画推進に功績があった個人、団体等への表彰の実施などにより、市民に対し広く啓発を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・ 男女共同参画課

【基本施策】

(2) 家庭教育における男女共同参画の推進

家庭における教育は幼少時から子どもに大きな影響を与えるため、保護者等を対象とした男女共同参画に関する学習機会を関係課と連携しながら提供します。家庭教育については、市広報や男女共同参画プラザ等においても情報を提供していきます。これらの啓発活動を継続するとともに、保護者が講座や学習会に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
6	保護者に対する意識啓発の推進	(a) PTA、保護者会、乳幼児家庭教育学級、家庭教育学級などに対し、男女共同参画をテーマとする学習会を行うよう働きかけます。 (b) 家庭教育分野の男女共同参画に関する情報について、市広報、市ホームページやSNS及び男女共同推進センターなど多様な機会を通じて提供します。	○	○	○	○	○	人権政策・ 男女共同参画課 子育て支援課 保育所 学校教育課 生涯学習課
7	託児体制の充実	講座や学習会の開催時には、子育て中の人でも参加できるように、託児体制の充実に努めます。	○	○	○	○	○	関係課

【基本施策】

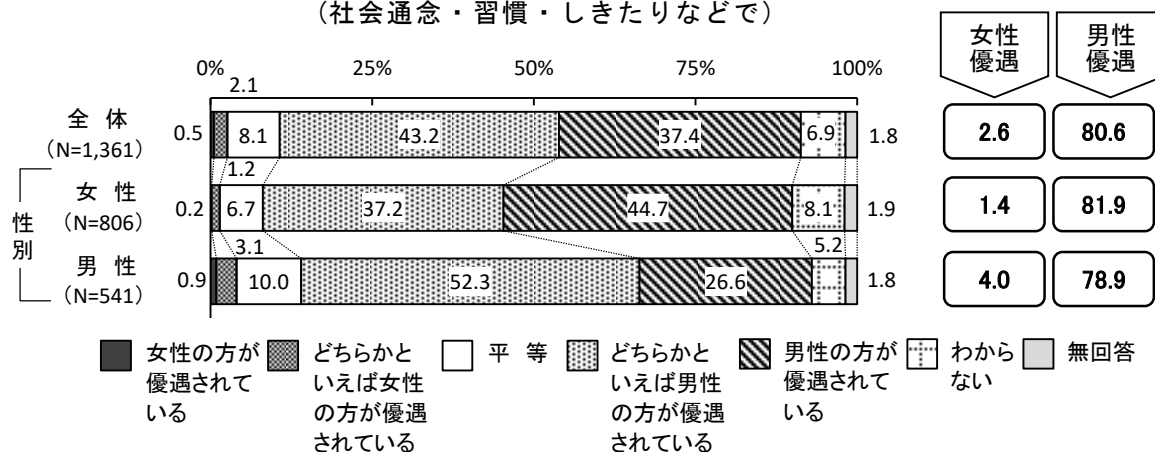
(3) 社会制度、慣行等の見直し

市民意識調査によると固定的な性別役割分担意識に反対する意識を持つ人が増えてきましたが、慣習においては男性が優遇される状況は解消されていません。このような行動を解消するためには、家庭や地域、職場などの慣習や制度に根差すアンコンシャス・バイアスに気づく啓発が必要です。市民意識調査の結果を活かしながら、ジェンダーバイアスを顕在化させ、啓発活動をより充実させます。

条例第11条第3項では、「すべての人は、公衆に表示する情報において、性による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現並びに男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない」とされています。マスコミやSNSなど情報源となっているメディアにおいてもバイアスが存在します。主体的に情報を収集し、読み解く力、いわゆるメディア・リテラシー^{*}を市民が身につけるような啓発を進めます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
8	制度・慣習・慣行の調査	男女共同参画の視点に立って、家庭、地域、職場などの制度・慣習・慣行について実態調査を行い、啓発を行う上での参考資料とします。				○		人権政策・男女共同参画課
9	制度・慣習・慣行の見直しに向けた啓発の推進	市民意識調査等の結果を踏まえて、家庭、地域、職場などの制度・慣習・慣行の見直しに向けて市民や地域などへの啓発、情報提供に努めます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
10	メディア・リテラシー向上のための啓発	男女共同参画の視点をもってメディア・リテラシーに関する講座や学習会を開催します。 また、情報の収集や提供を行い啓発に努めるとともに、学校教育においては、メディア・リテラシーに関する授業を実施します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 学校教育課 生涯学習課

図表Ⅲ－１ 男女の地位の平等感 [全体、性別]
(社会通念・習慣・しきたりなどで)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【基本施策】

（４）国際的な男女共同参画に関する理解の促進

国際社会におけるジェンダー平等の推進状況や男女共同参画の施策に関しては、市民に情報を提供するとともに、講座などを実施する際には国際的な男女共同参画の視点で啓発を進めていきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
11	国際的な男女共同参画の情報収集・提供	国際的な男女共同参画の動向や取組について情報の収集・提供を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
12	国際的な男女共同参画に関する講座等の実施	国際的な男女共同参画の視点に立った講座などを開催します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課



基本方向2 男女共同参画を推進する教育の充実

【基本施策】

(1) 教育・保育現場における男女共同参画の推進

市内の保育所では、日頃より、男女共同参画の視点に立って保育活動を実践しています。今後とも、保育所においては乳幼児に対して固定的性別役割分担意識をうえつけないよう保育活動を実践するとともに、幼稚園等に対しては男女共同参画教育に関する情報等を提供していきます。

また、学校教育では、教科教育とともに清掃や給食、行事など諸活動の指導においても男女平等に配慮する必要があります。市内の小中学校では、男女共同参画の視点を盛り込んだ年間の教育指導計画等を策定し、子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識が醸成される教育を今後も継続します。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が平成15(2003)年に制定され、平成27(2015)年には、文部科学省から、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通達が出され、翌年には教職員対象にパンフレットが配布されています。これらに基づき、教育現場において、児童・生徒の性的指向・性自認への配慮や性で異なる身体の課題を理解し、尊重する教育に取り組みます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
13	就学前教育・保育における男女共同参画の推進	公立保育所、公立幼稚園における活動内容について、男女共同参画の視点から固定的性別役割分担意識をうえつけないように配慮します。また、私立保育園、私立幼稚園においては、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。	○	○	○	○	○	保育児童課 保育所 学校教育課
14	学校教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った年間教育指導計画の作成や教育現場の諸活動における男女共同参画を推進します。	○	○	○	○	○	学校教育課
15	児童・生徒の性的指向・性自認への配慮	学校現場において児童・生徒の性的指向・性自認への配慮を行うとともに、相談体制の充実に努めます。	○	○	○	○	○	学校教育課

【基本施策】

(2) 教育・保育に携わる者への啓発推進

条例第9条で、教育に携わる者の責務として「学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めなければならない」と規定されています。保育所や幼稚園で就学前教育・保育に携わる人たちに対して、男女共同参画に関する研修を実施します。また、福岡県教育委員会から「男女共同参画教育指導の手引き」が発行されており、小学校や中学校にはこれを活用した校内研修を働きかけるとともに、市内外での研修への参加を促します。青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しては、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発を行います。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
16	保育士・教諭に対する男女共同参画研修の実施	男女共同参画の視点を持った保育・幼児教育を推進するための研修を実施します。	○	○	○	○	○	保育所 学校教育課
17	教職員に対する男女共同参画研修の実施	各学校において、教職員に対する男女共同参画に関する独自研修を実施します。また、国、県、その他機関団体等が実施する研修等の情報提供を積極的に行います。	○	○	○	○	○	学校教育課
18	社会教育関係者に対する研修の実施	社会教育に携わるものに対して、男女共同参画の視点を持って指導ができるように研修を行います。	○	○	○	○	○	生涯学習課

基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり

基本方向3 配偶者等に対する暴力防止対策の推進

※本プランにおける基本方向3（29から30ページ）は、配偶者暴力防止法に基づく市の基本計画として位置づけています。

【基本施策】

（1）DV（配偶者等に対する暴力）に関する周知・啓発の推進

これまで、DVやデートDVについては、周知や啓発に広く取り組んできました。しかし、市民意識調査の結果からの被害者は身近な人に相談する割合が高いため、身近な人が適切に対応できるよう、DVの理解に向けた啓発は今後とも実施します。また、市の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員および関係者に対して研修を実施します。さらにデートDVの防止を目指し、教育現場では生徒及び教職員を対象にデートDVに関する啓発を継続していきます。

市では、DV防止対策として、筑紫野市男女共同推進センター相談室で総合的な相談に対応するとともに、今後もDVに関わる相談窓口の周知を徹底します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
19	DVやデートDVについての周知及び啓発	市広報、市ホームページなどを活用し、市民にDV・デートDVの実態及び配偶者暴力防止法など関連する法制度の周知を図り、DV防止の啓発を行います。また、教育現場では生徒及び教師に向けてデートDV等について授業や研修を行います。あわせて相談窓口の周知を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 学校教育課
20	関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進	DV問題に対する理解を深め迅速・的確な対応を図るため、関係課職員及び関係機関（民生委員・児童委員等）に対し、DVに関する研修などの情報提供を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 生活福祉課 高齢者支援課
21	DV被害者相談窓口の周知徹底	DV相談者の総合窓口としての機能を発揮するとともに、DVに関わる相談窓口情報に関する周知徹底を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 関係課

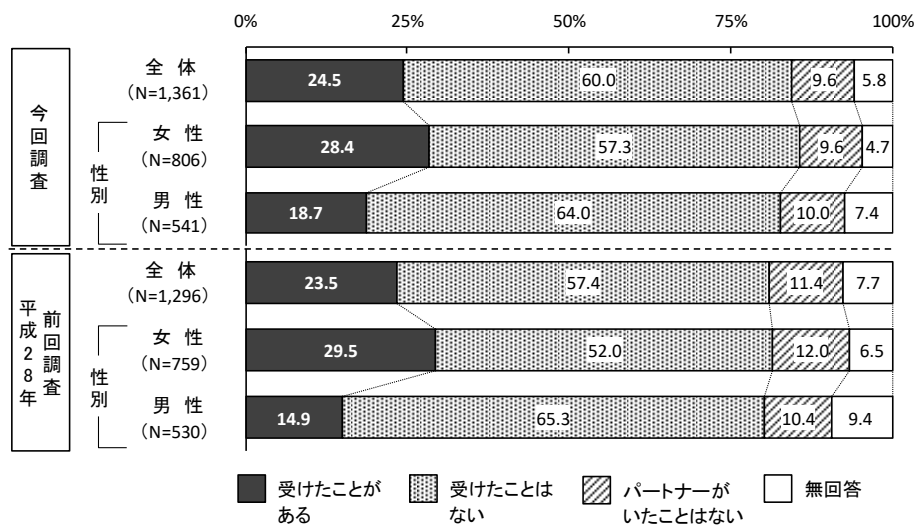
【基本施策】

(2) DV被害者支援策の充実

DVは児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、庁内の連携と共に庁外の関係機関等の連携は重要です。庁内では「DV対策会議」や「筑紫野市要保護児童対策地域協議会※」を開催して連携強化を図ります。これらの支援策については、実効性を高めながら継続していきます。また、被害者の自立に向けては、就労支援や両立支援など多方面の支援を必要とするため、庁内外の関係機関と連携しながら実施していきます。

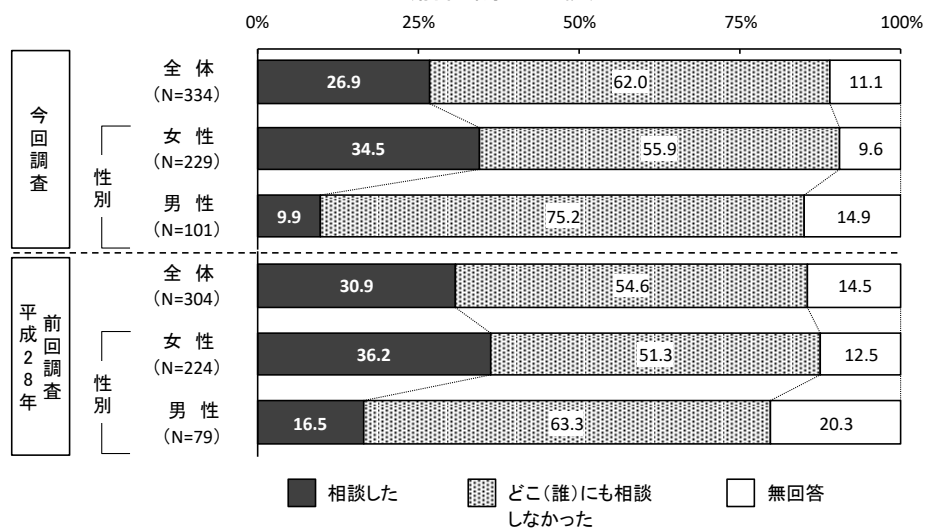
NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮	庁内関係課で組織されたDV対策会議の連携によって、DV被害者の情報保護や各種手続き等、迅速かつ適切な対応を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 市民課 国保年金課 子育て支援課 保育児童課 保護課 高齢者支援課 学校教育課
23	関係機関・団体との連携によるDV被害者支援	配偶者暴力相談支援センターや警察、民生委員・児童委員などの関係機関と連携するとともに筑紫野市要保護児童対策地域協議会とも連携して、DV被害者への迅速・的確な支援を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課 関係課
24	DV被害者への自立支援の充実	関係各課が連携してDV被害者の自立に向けた継続的な支援を行います。また、自立のための就労支援については、関係機関と連携して行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課 関係課

図表Ⅲ－2 暴力の経験 [全体、性別]
(前回調査比較)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

図表Ⅲ－3 暴力を受けたときの相談の有無 [全体、性別]
(前回調査比較)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本方向 4 男女共同参画の視点に立ったあらゆる暴力の根絶

【基本施策】

(1) 暴力防止のための啓発及び被害者支援

市民意識調査では、職場のみならず地域活動の場においてもセクハラが発生していることがわかりました。あらゆるハラスメントの防止に向けて、市の広報やホームページを活用し、事業所へは法や制度の活用についての理解を深めるとともに、地域づくりにおいてもハラスメント防止について啓発します。

学校における性暴力防止対策として、福岡県性暴力根絶条例に基づき、令和4（2022）年度から児童生徒や教職員を対象とした出前講座が実施されています。この講座を活かして、防止対策を充実していきます。また、令和4（2022）年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されており、教職員の意識啓発はさらに重要となっています。市内の学校ではスクールカウンセラーや県教育委員会と連携しながら、防止体制の整備と被害者支援に努めてきており、今後もこれらの対策を充実していきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
25	あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施	市広報、市ホームページなどを活用して各種関連法、相談窓口などの情報提供を行い、ハラスメントのない職場や地域づくりについて啓発します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 商工観光課 関係課
26	学校における性暴力防止対策の充実	(a) 児童生徒が安心して学び生活するため、教育現場における性暴力防止に向けた相談体制の充実を図ります。	○	○	○	○	○	学校教育課
		(b) 教育の場における性暴力防止に向けた教職員研修の実施など、防止対策、発生時の対応強化を図ります。						
27	性暴力防止のための啓発と被害者への情報提供	性暴力防止に向けた啓発及び国や県等の情報提供などによる被害者支援を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 危機管理課 学校教育課

基本方向5 生涯を通じた男女の健康保持

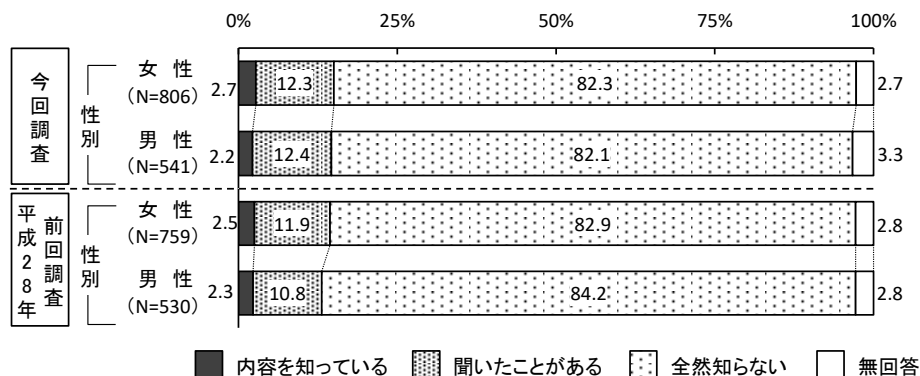
【基本施策】

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立

女性は妊娠や出産をする可能性があることや生理、更年期など女性特有の健康上の問題が心身や生活の状況に大きな影響を与えます。国の第5次男女共同参画基本計画においては、女性の心身の健康については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要としており、市においても女性の人権として理解を深める意識啓発を実施してきました。また、子どもに対しても、人の権利や命を大切にすることを育む性教育を発達段階に応じて推進します。性的人権という視点から、若年層に対してエイズや性感染症の防止についても情報提供と啓発を進めます。また、妊娠期から出産後までの一貫した健康支援を実施します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
28	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知、啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、市民への資料配布や記事の掲載など様々な機会を通じて周知、啓発していきます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課
29	年代に応じた性教育の推進	年代に応じて、人権の視点に立った性教育を推進します。また、HIV／エイズや性感染症の予防については、若年層に対する啓発を重視します。	○	○	○	○	○	学校教育課 健康推進課 子育て支援課 関係課
30	母子保健施策の充実	妊娠から出産まで一貫したサービスが受けられるよう母子の健康管理の支援を充実します。	○	○	○	○	○	子育て支援課

図表Ⅲ－4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度〔性別〕（前回調査比較）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【基本施策】

(2) 男女共同参画の視点に立った健康づくりへの支援

生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に過ごすことは人の生きる権利であり、男女共同参画社会を実現するための前提となります。性別にかかわらず、自分自身の健康について、正確な知識や情報を得て主体的に行動する力を持つことは重要です。これまで男女共同参画の視点に立って、性別に応じたライフステージ*ごとの健康の保持、増進のための健康教育や相談を実施し、命や健康を脅かす問題に関する情報提供や啓発を進めてきました。また、託児の実施など健康診査に参加しやすい体制を整えてきました。心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受けますが、男女で異なる影響となることがあります。これらを踏まえて、メンタルヘルス*への新たな取り組みも求められています。

今後とも、従来の施策を充実させ、健康に関する総合的な対策を推進します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
31	健康教育の推進	生涯を通じ、健康や健康保持などを推進するため、健康診査の受診促進や健康教育などを推進します。 事業の推進にあたっては、ライフステージごとに性別により異なる健康上の問題があることに配慮して行います。	○	○	○	○	○	健康推進課
32	健康診査等受けやすい環境整備	(a)「女性に優しい日」の設定など、女性が健康診査など受診しやすい環境整備を行います。	○	○	○	○	○	健康推進課
		(b)託児の実施などにより、健康診査を受けやすい環境づくりを推進します。						
33	健康相談の充実	電話や窓口での健康相談を充実し、心身の疾病予防など、市民の健康づくりを支援します。	○	○	○	○	○	健康推進課
34	メンタルヘルスの取組の充実	自殺予防も視野に入れたメンタルヘルスについて正しい知識を提供するとともに、相談窓口の周知・啓発を行います。	○	○	○	○	○	健康推進課

基本目標Ⅲ すべての人が共に支えあう 暮らしやすいまちづくり

基本方向 6 共に担う子育て・介護への支援

【基本施策】

(1) 高齢者の社会参加と生きがい対策の充実

高齢者が住み慣れた地域で知識や経験、特技を活かして地域活動や社会活動に参加することは、生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。高齢者が社会との関わりを持ち続けられるよう、社会参加に関する情報の提供や啓発を進めます。また、これまでの生活体験は性別による違いが大きいことから、男女共同参画の視点で高齢者の介護予防対策や生活支援に取り組みます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
35	高齢者の社会参加への支援	高齢者が社会とのかかわりを持ち続けることができるように、高齢者の社会参加に関する広報・啓発、情報の提供を行います。	○	○	○	○	○	高齢者支援課 関係課
36	高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。	○	○	○	○	○	健康推進課 高齢者支援課
37	高齢男性の生活自立への支援	高齢男性の生活自立のため、男女共同参画の視点に立った講座の開催や支援を行います。	○	○	○	○	○	健康推進課 高齢者支援課 生涯学習課



【基本施策】

（２）高齢者・障がい者福祉等のサービスの充実

市では支援を必要とする高齢者や障がい者が、いきいきと安心して暮らせるよう介護サービスを提供してきました。今後とも、男女共同参画の視点からこれらのサービスの充実を図ります。介護の担い手への支援についても、性別に関わらず職業生活と介護を両立できるように、また、適切に介護に携わることができるよう、さらなるサービスの充実を図ります。

高齢者や障がい者が自立して生きがいを持って生活を送れるよう、性別により求められる配慮や支援に違いがあることをふまえて情報提供や相談体制を整備していきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
38	介護サービスの充実	高齢者、障がい者が在宅や施設において安心して生活できるよう、介護サービスの充実を図ります。	○	○	○	○	○	生活福祉課 高齢者支援課
39	在宅福祉サービスの充実	高齢者、障がい者の自宅での生活を支援するため、在宅福祉サービスの充実を図ります。	○	○	○	○	○	生活福祉課 高齢者支援課
40	高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。	○	○	○	○	○	生活福祉課 高齢者支援課



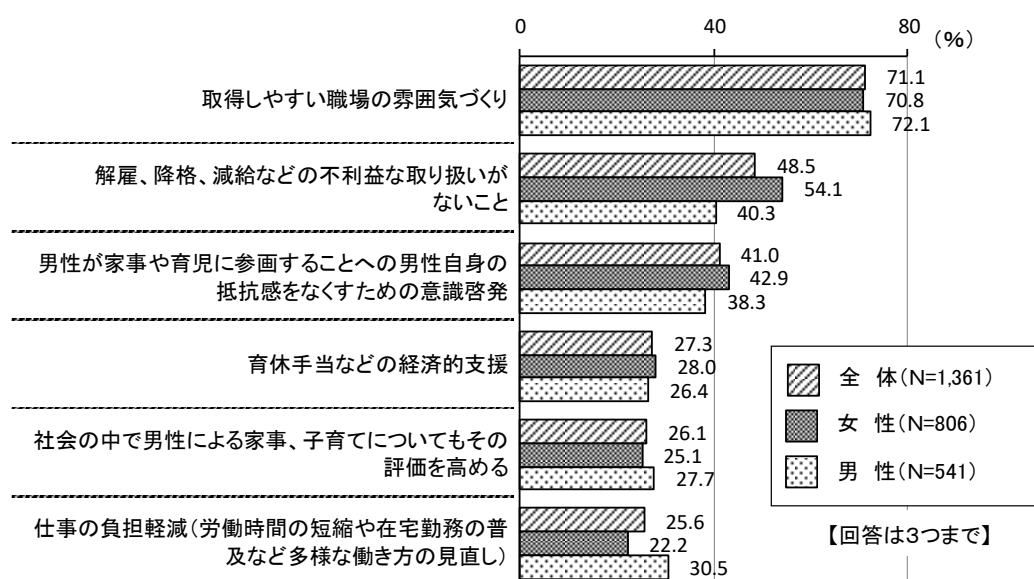
【基本施策】

(3) 子育て・介護を共に担うための環境づくり

子育てや介護に関する事業については、市では計画を定めて事業を進めています。今後も、これらの計画に沿って、男女共同参画の視点で施策の充実を図ります。また、男女共同参画実現のために、男性が子育てや介護を主体的に担うことができるよう啓発するとともに、男性が参加しやすいような講座の内容や開催方法を工夫します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
41	子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実	子育てをする市民がライフスタイルにかかわらず、子育てと仕事や地域活動など他の活動との両立が出来るよう子ども・子育て支援事業計画に沿って、子育て支援の充実を図ります。	○	○	○	○	○	子育て支援課 保育所 学校教育課
42	男性の子育てに関する情報提供	男性の子育て意識の向上を図るために、子育てに関する情報提供を通じて啓発していきます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課 保育所
43	男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施	男性が子育てや介護を共に担うための講座を実施します。開催にあたっては、参加しやすい講座となるよう工夫します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 子育て支援課 高齢者支援課

図表Ⅲ－５ 男性の育児休業取得に必要なこと [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）



基本方向 7 さまざまな立場に配慮した環境の整備

【基本施策】

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対しては、生活の安定を図り、自立できるよう、就業や子育てなどへの支援施策が実施されてきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活困窮に追い込まれる母子世帯が多いことが判明しました。ひとり親家庭等への経済的支援に関する情報や就業相談、職業訓練などの情報が、必要な家庭に届くよう、周知を工夫していきます。また、ひとり親家庭等が抱える個別の生活課題に対応できるよう相談体制を充実していきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
44	ひとり親家庭等に対する情報の提供	市広報及び市ホームページで、ひとり親家庭等への支援に関する情報提供を行います。	○	○	○	○	○	保育児童課
45	ひとり親家庭等への相談事業の充実	ひとり親家庭等の生活安定と自立のための支援や相談体制の充実を図ります。	○	○	○	○	○	保育児童課

【基本施策】

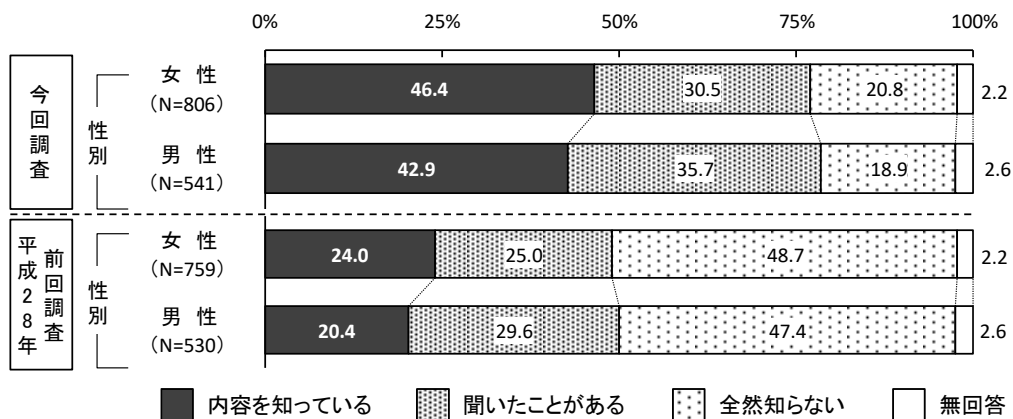
(2) 重複差別を受けないための配慮

条例第3条第1項では「部落差別をはじめ、障害、国籍、年齢、文化その他の理由による差別と性による差別とを重複して受けないよう配慮されなければならない」という基本理念が掲げられています。これまで、条例の理念に基づき、社会的に不利な立場に置かれやすい女性やいわゆる「性的マイノリティ」とされる人々に対して、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、引き続き適切な支援を進めていきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
46	障がいのある女性に配慮した施策の推進	障がいのある女性についての現状と課題に配慮し、男女共同参画の視点に立って、障がい者施策を推進します。	○	○	○	○	○	生活福祉課
47	同和地区の女性への施策の推進	同和地区の女性が置かれている現状と課題に配慮した施策の推進と学習会での支援を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 生涯学習課

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
48	外国人女性への施策の推進	(a)外国人女性に対する暴力防止等の支援として、多言語による対応ができる民間団体との連携を図り、相談体制を充実します。						人権政策・男女共同参画課 子育て支援課
		(b)市在住の外国人女性が安心して妊娠・出産ができるように、外国人女性に配慮した情報の提供、相談体制の充実などの母子保健サービスを提供します。	○	○	○	○	○	
49	性の多様性への配慮と理解の促進	国・県等の関係機関、団体と連携を図り、性的指向・性自認に関わらずだれもが安心して社会生活を営むことができるよう各種手続きに配慮するとともに、性の多様性への理解を深めるための啓発を行います。	○	○	○	○	○	教育政策課 人権政策・男女共同参画課 関係課

図表Ⅲ－6 LGBTの認知度〔性別〕
(前回調査比較)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本目標Ⅳ 男女共同参画による活力あるまちづくり

基本方向 8 市の政策・方針決定への女性の参画促進

【基本施策】

(1) 市の審議会等への女性の参画促進

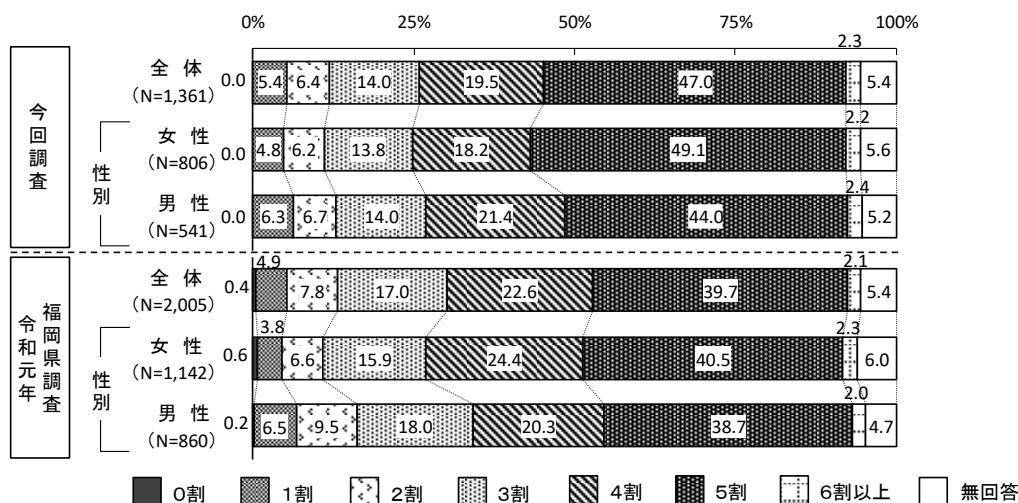
条例第13条第1項では「市は、市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進するため、次に掲げる積極的格差是正措置^{*}を行う」とし、同条同項第1号で「附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること」とされています。本規定及び「筑紫野市附属機関等の委員への女性の登用促進要領」に基づき、多様な取組で審議会等に女性の登用を促進しており、今後も格差是正に努めます。

市の政策立案過程に関わる各審議会委員等に対しては、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直せるよう意識啓発を図ります。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}」に基づき、女性の政治参画への啓発に取り組むとともに、議員活動と子育て等との両立支援に向けた環境づくりに努めます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
50	女性委員の積極的登用の促進	「筑紫野市附属機関等の委員への女性の登用促進要領」に基づき、女性委員の積極的登用促進に取り組めます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 関係課
51	審議会等委員に対する研修会などの情報提供	審議会等委員に対して、男女共同参画に関する研修会・セミナーについての情報提供を行い、意識啓発の推進を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 関係課
52	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナー等の開催又は情報提供	(a) セミナー等の開催又は情報提供を行い、女性の方針決定の場への参画等について意識啓発や能力の向上を図ります。 (b) 誰もが積極的にボランティア活動に参加できるよう、情報の提供などを行うとともに、関係団体と連携しながら、男女共同参画の視点に立った人材育成・活動支援を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 生涯学習課 関係課

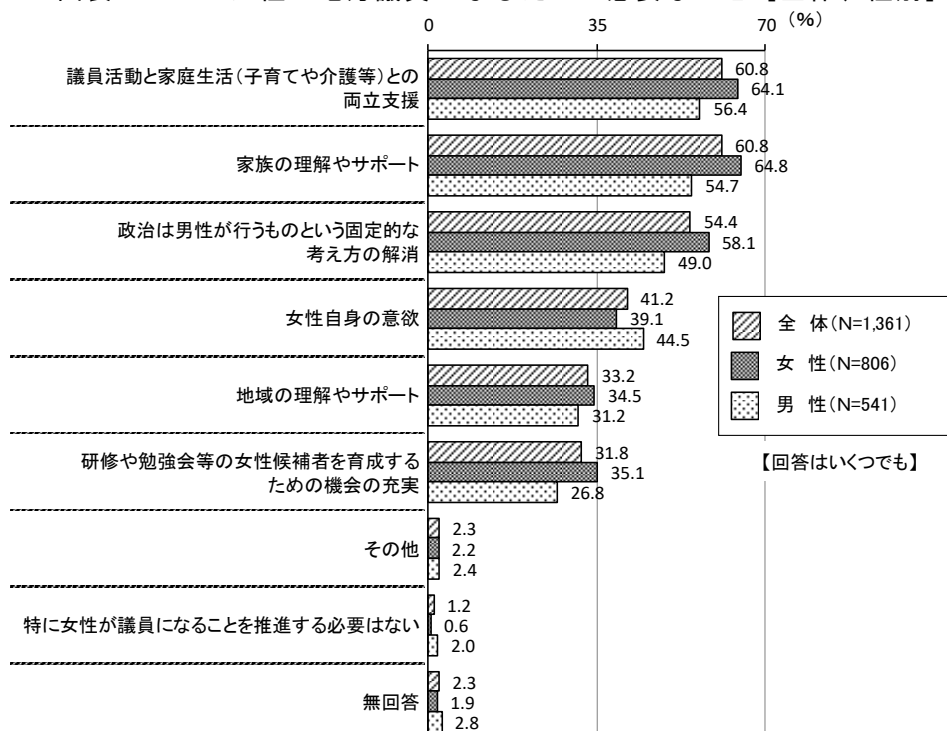
NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
53	政治分野における男女共同参画の推進	市民の政治参画への関心を高めるための啓発を推進します。また、女性の政治参画を進めていくために、法や制度などの情報提供を行います。議員活動と家庭との両立を支援する環境づくりに努めます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 議事課

図表Ⅲ－7 地方議会における女性議員の理想の割合 [全体、性別] (福岡県調査比較)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

図表Ⅲ－8 女性が地方議員になるために必要なこと [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本方向 9 まちづくりにおける男女共同参画の促進

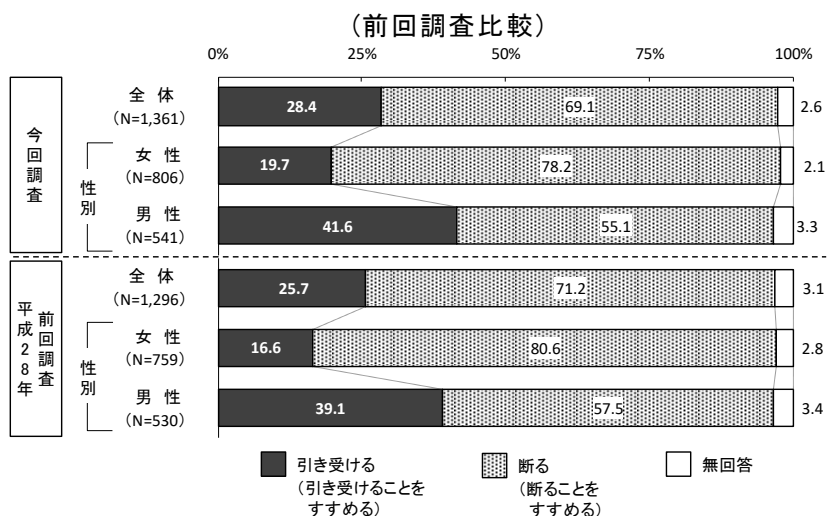
【基本施策】

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進

条例第8条では、地縁等による団体の責務として「その活動を行うに当たっては、すべての人が性にかかわらず、対等な構成員として平等に参画できる機会を確保するよう努め、相互に協力して男女共同参画の推進に取り組む」ことに努めると規定されています。これに基づき、地域活動など市民の活動団体に対しては方針決定の場への女性の登用を多様な取組で働きかけてきました。しかし、自治会長などの女性の割合は依然として低いことから、女性の役員登用の意義についての理解を深めるよう啓発事業を充実させていきます。また、条例第10条に補助金交付団体の責務として「市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない」と規定されていることに基づいて、市は状況を把握する調査を実施し、その結果を地域活動団体等への啓発に活用します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
54	地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進	地域コミュニティ活動の方針決定の場に女性が参画することの重要性について啓発を行い、各種地域役員への登用促進を働きかけます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 総務課 コミュニティ推進課
55	補助金交付団体に対する男女共同参画推進状況等調査の実施と啓発への活用	補助金交付団体に対して男女共同参画推進状況等調査を実施し、その結果を地域活動団体等への啓発に活用します。		○		○		人権政策・男女共同参画課

図表Ⅲ－9 地域の役職に女性が推薦された場合の対応 [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

基本方向 10 女性活躍の推進

※本プランにおける基本方向 10（43 から 46 ページ）は、女性活躍推進法に基づく市の推進計画として位置づけています。

【基本施策】

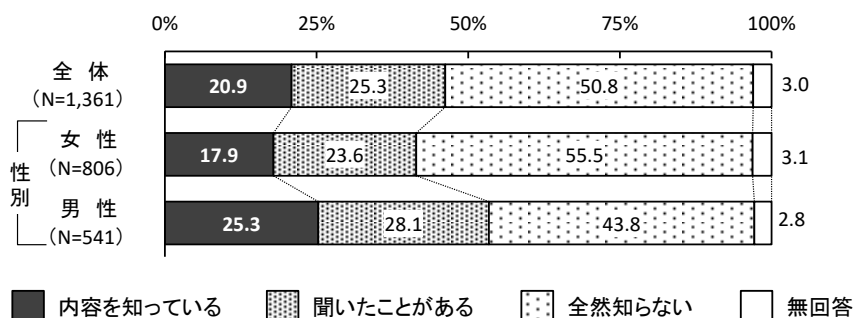
（1）ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

女性が雇用の場で活躍するためには、男性中心型の労働慣行等を変えて男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境を整備することが必要です。そのためには企業や事業所が、仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度について理解を深めていかなければなりません。法律や制度の改正をふまえて、最新の情報を市内の企業や事業所へ提供していきます。

条例第7条第5項に事業者の責務として「市との工事請負等契約を希望し、競争入札参加資格審査申請を行う場合は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない」と規定されていることに基づき、事業所等へ報告を依頼します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
56	企業・事業所に対してのワーク・ライフ・バランスや法や制度の情報提供	企業や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発と就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供など周知に努めます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 商工観光課
57	事業所における男女共同参画状況の把握	事業所における男女共同参画状況を把握するため、市の競争入札参加資格審査申請事業者に対して、男女共同参画状況の報告書の提出を依頼します。	○		○		○	人権政策・男女共同参画課 財政課

図表Ⅲ－10 ワーク・ライフ・バランスの認知度 [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【基本施策】

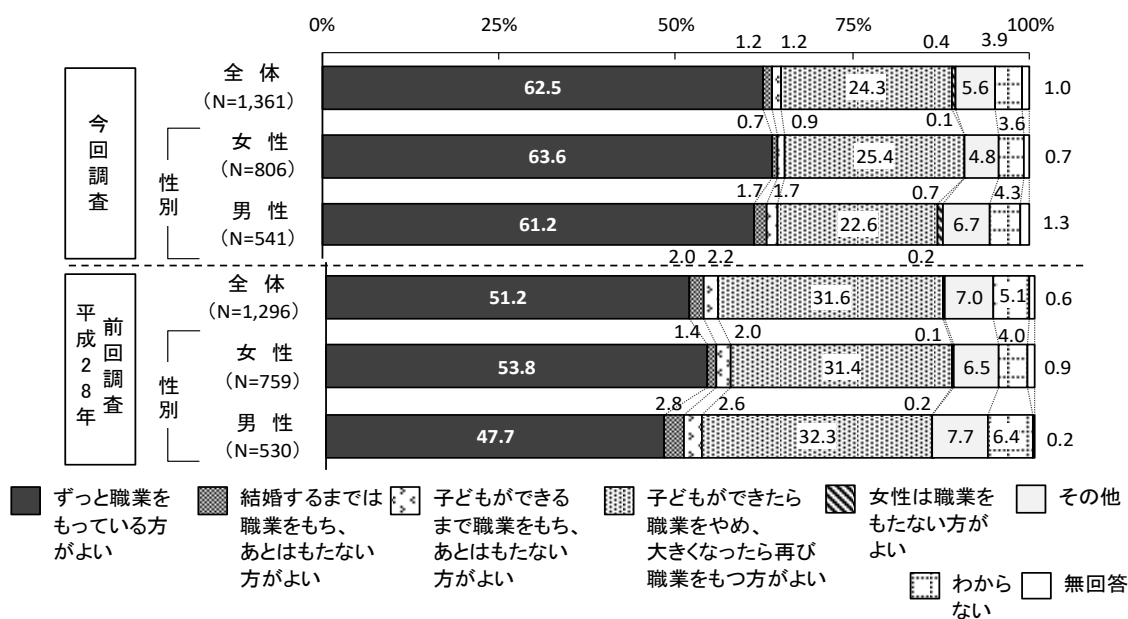
(2) 女性のニーズに応じた就労支援

女性活躍推進法では、女性の採用や登用、能力開発のために事業主の取組が求められています。市内の企業や事業所において、女性活躍推進に主体的に取り組むことができるよう、国や県の制度や支援策などの情報を提供していきます。子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するためのセミナーを開催します。また、起業を望む女性に対しても実践的なセミナーを実施するとともに情報提供を進めます。現在働いている女性に対しては、就業を継続できるよう、国や県の機関と連携しながら相談体制を整備していきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
58	企業・事業所に対しての女性活躍推進に関する情報提供	企業や事業所に対して、国や県が実施する女性活躍推進についての情報を収集し、提供します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 商工観光課
59	女性に対する就労支援セミナーの充実	妊娠、出産などを機に離職した女性に対する再就職支援セミナーを実施するとともに、起業を望む女性に対しては、起業セミナーの実施又は情報提供などを行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
60	働く女性のための相談体制の充実	関係機関と連携しながら、働く女性のさまざまな相談に対応する体制の充実を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課

図表Ⅲ－11 女性が職業をもつことについての考え方 [全体、性別]

(前回調査比較)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【基本施策】

(3) 農業における男女共同参画の推進

条例第14条では、市は農林業の分野において「すべての人が性にかかわらず対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない」とされていることに基づき、今後とも、農業における女性の労働が適切に評価され、積極的な経営の参加促進と地位向上を図るために、「家族経営協定※」の締結を促進し、農業女性グループの活動を支援します。県と連携しながら女性リーダーの育成を支援し、農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用を働きかけていきます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
61	「家族経営協定」、女性の「認定農業者※」の増加促進	女性農業者の労働を適正に評価し、経済的地位の向上と就労環境向上のため、県及び農業普及指導センター、農業協同組合と連携しながら、「家族経営協定」締結の促進、女性の「認定農業者」の増加を図ります。	○	○	○	○	○	農政課
62	農業女性グループ活動への支援	女性農業者の交流、育成のため、農業女性グループの取組に対する活動を支援します。活動支援にあたっては、農業若年女性の参画を促進できるような取組を働きかけます。	○	○	○	○	○	農政課
63	農業女性リーダーの育成支援	福岡地区女性農業者グループ連絡協議会と連携し、リーダー研修を行います。	○	○	○	○	○	農政課
64	農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進	女性農業委員・農地利用最適化推進委員の登用促進に向け、啓発活動や働きかけを行います。	○	○	○	○	○	農業委員会

【基本施策】

（４）自営商工業における男女共同参画の推進

条例第14条では、市は自営商工業の分野において「すべての人が性にかかわらず対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない」とされていることに基づき、女性が積極的に経営に参画できるよう、また、商工業団体に対しては役員に女性の登用が進むよう引き続き働きかけていきます。自営商工業に従事する女性に対しては、関係機関と連携しながら、情報を提供するなど支援を行ってまいりました。今後とも、これらの施策を実施し、女性が活躍推進できるよう就労環境の整備を促進してまいります。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
65	商工団体役員への女性の登用促進	商工会など関係団体に対して、女性役員の登用に向けての意識啓発を進めます。	○	○	○	○	○	商工観光課
66	自営商工業に従事する女性に対する支援	自営商工業に従事する女性の経営参画に向けての意識向上・能力発揮を支援するため、関係団体と連携しながら、セミナーの開催や情報の提供など支援に努めます。	○	○	○	○	○	商工観光課



基本方向 11 男女共同参画の視点に立った

防災・災害復興施策の推進

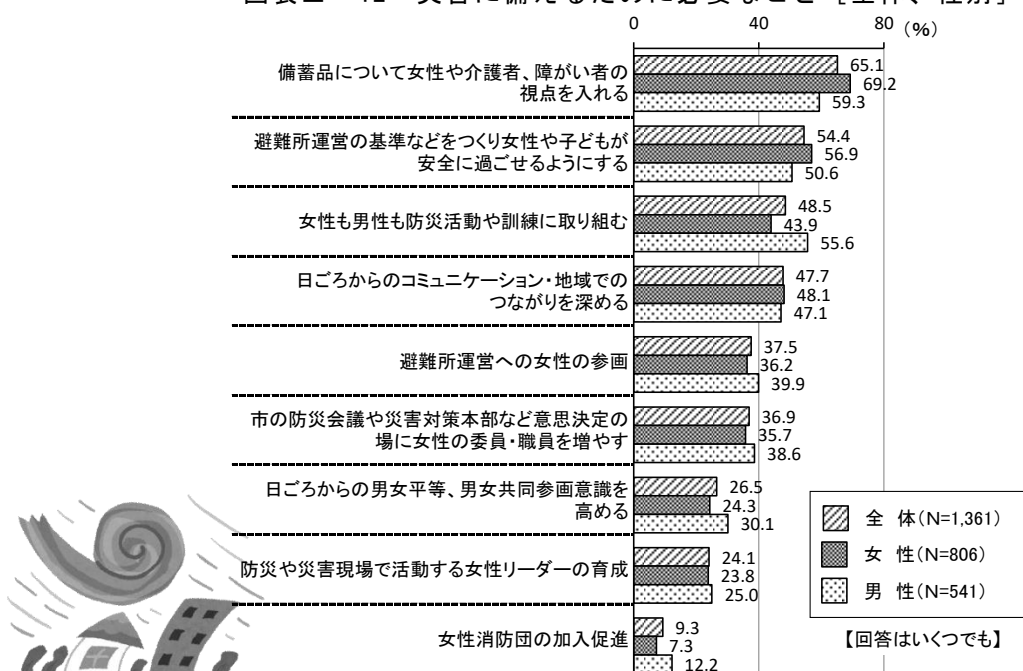
【基本施策】

(1) 防災・災害復興分野への女性の参画拡大

災害時には平常時における社会課題が顕著に表れるため、平素から防災活動への女性の参画を進めておく必要があります。国の男女共同参画基本計画において、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識が示されており、市においても地域防災活動の方針決定の場に女性の参画を進めます。また、災害時における性別によるニーズの違いに対応できるように、女性消防団員の加入促進など、男女共同参画の視点を持った地域防災力の向上を図ります。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
67	地域防災活動への女性の参画促進	地域防災活動等の方針決定過程への女性の参画を進めます。	○	○	○	○	○	危機管理課
68	地域防災(復興)施策への男女共同参画の視点の導入	災害時の性別によるニーズの違いに対応できるよう男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上を働きかけます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 危機管理課
69	消防団活動における女性の活躍促進	消防団活動への女性の積極的な参画を働きかけます。	○	○	○	○	○	危機管理課

図表Ⅲ-12 災害に備えるために必要なこと [全体、性別]



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

プラン推進のための施策

【基本施策】

(1) 市職員等の意識改革の推進

条例第4条第3項には、市の責務として「市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」と規定されていることから、男女共同参画の視点を市が実施するすべての事業に活かせるように職員の意識啓発を進めるとともに、職員対象の意識調査を実施して課題を把握し、改善に活かします。

条例第5条には市議会の責務として「基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」と規定されていることに基づき、市議会議員に対して男女共同参画の視点が入った研修の支援又は国、県、市などが実施する研修等に関する情報提供を行います。また、市の広報や出版物は公共性が高く、影響が大きいため、「筑紫野市男女共同参画のための広報等作成指針（以下「広報等作成指針」という）」を活用して適切な表現となるよう庁内や関係機関に働きかけます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
70	市職員研修の実施	(a)男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、効果的な研修を実施します。 (b)各課等において、「市職員のための男女共同参画ガイドブック」や各種視聴覚教材などを活用して、課内で話し合い、男女共同参画に関する理解の浸透を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 人事課 全課
71	市職員に対する意識調査の実施	職場における男女共同参画の実態、職員の意識の実態を調査し、改善のための資料とします。				○		人権政策・男女共同参画課 人事課
72	市議会議員に対する研修等の支援	市議会議員に対して、男女共同参画の視点が入った研修の支援又は国、県、市などが実施する研修等の情報提供を行います。	○	○	○	○	○	議事課
73	市刊行物における表現の配慮	「広報等作成指針」を活用して刊行物等の表現に配慮するとともに、庁内及び関係機関に働きかけます。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課 秘書広報課 関係課

【基本施策】

(2) 筑紫野市特定事業主行動計画の推進

これまで「筑紫野市特定事業主行動計画」に基づいて、男性の子育てを目的とした休暇等の取得の促進、時間外勤務の削減、女性職員の活躍の推進などに向けた具体的な取組を進めてきました。今後とも、目標達成に向けて取組を進めるとともに、実績を公表し、職員に対して計画の周知徹底に努めます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
74	特定事業主行動計画の推進	組織全体で継続的に職員の活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現させるために筑紫野市特定事業主行動計画に沿った取組を進めます。	○	○	○	○	○	人事課
75	特定事業主行動計画の職員への周知徹底	「筑紫野市特定事業主行動計画」について、取組実績を公表し、職員への計画内容の周知徹底に努めます。	○	○	○	○	○	人事課

【基本施策】

(3) あらゆるハラスメント防止対策の推進

市では「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」を定め、その中にセクシュアル・ハラスメント防止対策を盛り込んでいます。令和2（2020）年にハラスメント関連法の改正が行われ、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに加え、パワー・ハラスメントの防止が法的に義務付けられています。今後とも、各種ハラスメント防止のための研修を実施するとともに、ハラスメントがメンタルヘルスの問題の背景にあることが多いため、相談しやすい窓口を充実させます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
76	ハラスメント防止のための研修の実施	市職員に対してハラスメント防止に関する研修を計画的に実施します。	○	○	○	○	○	人事課
77	ハラスメントの防止に関する規程の整備及び内容の周知徹底	市の職場におけるハラスメントを防止するため、防止規程を整備し、あらゆる機会を捉えて内容の周知徹底を図ります。	○	○	○	○	○	人事課
78	ハラスメント等の相談しやすい窓口の充実	職場におけるハラスメントやメンタルヘルスについて相談者が相談しやすい体制を整備します。	○	○	○	○	○	人事課

【基本施策】

(4) 推進組織体制の充実

条例第 19 条では「市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない」と規定されていることに基づき、筑紫野市男女共同参画推進本部を中心とした庁内の体制をとっています。また、本市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討するため、市民や学識経験者で構成された附属機関として筑紫野市男女共同参画審議会が設置されています。今後とも、審議会が本プランの進捗状況を十分把握できるよう運営し、審議会での意見がプラン推進に反映できるよう関係課との調整を行います。

条例第 33 条では、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対しての苦情処理制度が定められています。この制度が有効に活用できるよう、今後も周知及び利用促進を図ります。筑紫野市男女共同推進センターにおいては、これまで実施してきた啓発事業や情報提供などのセンター事業の充実を図るとともに、男女共同参画社会実現のための市民等の活動拠点として利用促進を図ります。また、事業の推進にあたっては、国、県、他の自治体と連携を強化します。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
79	男女共同参画推進本部体制を中心とした施策の効果的な推進	男女共同参画施策を効果的に推進するため、男女共同参画推進本部員の理解促進を図り、庁内の総合的・横断的な調整を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
80	男女共同参画審議会の運営	審議会が、プランの進捗状況を十分把握し、意見を述べるできるよう運営します。また、審議会での意見がプラン推進に反映できるよう関係各課との調整を行います。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
81	苦情処理制度の活用	条例第 33 条第 1 項及び第 2 項に基づく苦情及び救済の申出について、周知及び利用促進を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
82	筑紫野市男女共同推進センターの機能充実	男女共同参画の推進に向けた市民等の活動拠点として、機能の充実を図ります。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
83	国、県、他自治体との連携強化	国、県、他自治体と情報の交換及び連携を強化し、幅広い施策を展開します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課

【基本施策】

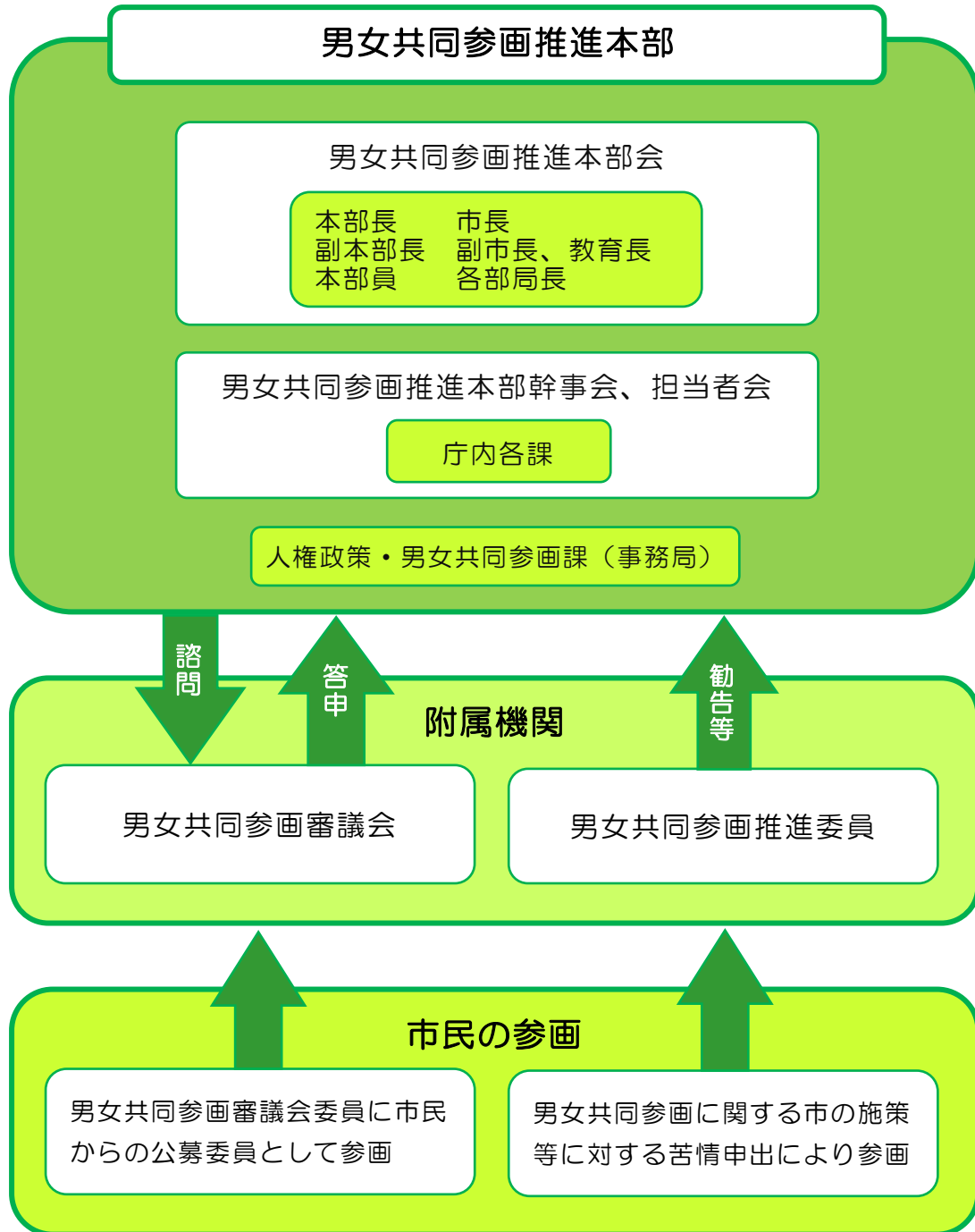
(5) 市民と行政の協働による推進

条例第4条第4項では、市は男女共同参画を推進するに当たっては、「市民、事業者及び地縁等による団体（市民等）と協力しなければならない」と規定されています。これまで、市民と行政との協働による男女共同参画社会づくりの推進のため、男女共同参画に関する活動を行う市民や市民団体を支援するとともに、互いに連携を図りながら、協働して啓発活動や問題解決に取り組んできました。今後ともこれらの市民との協働に基づいた男女共同参画の推進に向けて事業を実施していきます。また、市民意識調査を実施することで、男女共同参画に関する市民の意識と実態を的確に捉え、施策の効果を検証し、各施策に反映させます。

NO	具体的事業	事業の内容	実施年度					担当課
			5	6	7	8	9	
84	市民団体・グループなどとの連携・支援	男女共同参画を推進する団体、NPO（特定非営利活動法人）を支援し、連携協力を深めながら啓発活動をはじめとして男女共同参画の取組を協働して実施します。	○	○	○	○	○	人権政策・男女共同参画課
85	市民意識調査の実施	男女共同参画に対する市民の意識を調査し、市民に対する意識の浸透度や施策効果の検証を行います。				○		人権政策・男女共同参画課



筑紫野市男女共同参画推進体制



目標指標

基本目標	基本方向	指標項目	前回調査時 平成28年度	現状 令和3年度	目標指標	把握方法	備考(担当課)
I 男女共同参画を推進する人づくり	1.市民への男女共同参画に関する啓発促進	「男は仕事、女は家庭」の考え方に同感する市民の割合	43.0%	29.7%	25%未満	意識調査 (人権政策・男女共同参画課)	人権政策・男女共同参画課
		「筑紫野市男女共同参画推進条例」の認知度	28.0%	35.5%	40%以上		人権政策・男女共同参画課
		「女の子も男の子も同等に経済的に自立できる教育が必要」という考えに積極的に賛成する市民の割合	74.7%	77.8%	80%以上		人権政策・男女共同参画課
		「男の子にも炊事・掃除など、生活に必要な技術を身につけさせる」という考えに積極的に賛成する市民の割合	73.8%	78.3%	80%以上		人権政策・男女共同参画課
		「社会通念・慣習・しきたりなど」において平等だと思う市民の割合	10.6%	8.1%	20%以上		人権政策・男女共同参画課
II 尊重される人社会づくり	3.配偶者等に対する暴力防止対策の推進	パートナーからの暴力を受けた際の対応で「どこ(誰)にも相談しなかった」と答えた女性の割合	51.3%	55.9%	35%未満	意識調査 (人権政策・男女共同参画課)	人権政策・男女共同参画課
		5.生涯を通じた男女の健康保持	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認知度	13.7%	15.0%		30%以上
III すすまわす暮らしを共に	6.共に担う子育て・介護への支援	家族教室における妊婦の参加に対するパートナーの参加割合	—	77.4%	80%以上	業務取得 (子育て支援課)	子育て支援課
		離乳食教室の母の参加に対するパートナーの参加割合	—	5.7%	20%以上		子育て支援課

基本目標	基本方向	指標項目	前回調査時 平成28年度	現状 令和3年度	目標指標	把握方法	備考(担当課)
IV 男女共同参画による活力あるまちづくり	8.市の政策・方針決定への女性の参画促進	審議会等における女性の登用率(条例・規則・要綱規定分)	33.5%	33.2%	40%	業務取得 (人権政策・男女共同参画課)	全庁
		女性のいない審議会等	3	2	0		全庁
	9.まちづくりにおける男女共同参画の促進	補助金交付団体の役員における女性の登用率	25.0%	31.7%	40%		人権政策・男女共同参画課
		地域の役職に、女性は自分が、男性は妻などが推薦された場合に引き受ける(すすめる)と答えた市民の割合	25.7%	28.4%	40%以上		人権政策・男女共同参画課
	10.女性活躍の推進	30歳代女性における就労率	73.7%	77.4%	80%以上		人権政策・男女共同参画課

基本目標	基本方向	指標項目	前回調査時 平成28年度	現状 令和3年度	目標指標	把握方法	備考(担当課)
プラン推進のための施策		「男は仕事、女は家庭」の考え方に同感すると答えた市職員の割合	15.6%	10.4%	10%以下	意識調査 (人権政策・男女共同参画課)	人権政策・男女共同参画課
		「苦情処理制度」の認知度	12.0%	17.0%	40%以上		人権政策・男女共同参画課
		市職員における「筑紫野市特定事業主行動計画」の認知度	19.2%	25.7%	30%以上		人事課

資料編

1. 用語の解説
2. 担当課主要事業一覧
3. 関係法令
4. 男女共同参画関連年表
5. 諮問
6. 答申
7. 筑紫野市男女共同参画審議会委員名簿
8. 審議会におけるプラン策定までの経過

1 用語の解説

《あ行》

◇アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響をうけて知らず知らずのうちに身につけている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となる。

◇育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

正社員や一定の要件を満たした有期雇用労働者に子どもが生まれて育児の時間が必要になったり、家族の介護が必要になったときに、受給条件さえ満たせば、労働を継続できることを目的とした法律。育児や介護のための休暇の取得や就労時間の短縮、支援金の給付などの支援を定めた法律。

◇SDGs (エスディーズ：持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟 193 か国が令和 12 (2030)年までに達成する目標として、包括的な 17 のゴール (目標) とその下位目標である 169 のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。

◇LGBT

レズビアン (Lesbian 女性同性愛者)、ゲイ (Gay 男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender 心と身体の性が一致しない人) それぞれの頭文字をとったもの。性的マイノリティの総称のひとつ。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

《か行》

◇家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等のパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した規定。

家族経営協定の締結により、女性の労働環境の整備、経営方針決定への参画が期待されている。

◇固定的性別役割分担意識（ジェンダー）

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識（「ジェンダー」ともいう。）のことをいい、日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野やシステムに深く浸透している。この意識は、個性や能力よりも性別に重点を置くということから、男女どちらにとっても多様な生き方を制約する要因になっている。

《さ行》

◇女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27(2015)年に成立した、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組を自ら実施することを促すための枠組みについて定めた法律。

◇ジェンダー・ギャップ指数（GGI : Gender Gap Index）

スイスのジュネーブに本部を置く民間の非営利財団「世界経済フォーラム」が、毎年公表している世界各国・地域の男女の格差を示したもの。経済、教育、保健、政治の 4 つの分野を対象としており、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味している。令和 4（2022）年、日本は 146 カ国中 116 位で、特に政治及び経済分野における男女の格差が大きいため、低い順位となっている。

◇ジェンダーバイアス

社会的、文化的に形成される性差や男女の役割などに対する固定的な思い込みや偏見のこと。「男性は外で仕事をするのが当たり前」「女性は家事と育児をすべき」といった役割などに関する固定的な概念や偏見があてはまる。

◇JKビジネス

女子高生を「JK」と称して商品化し、飲食店やエステ店等の合法的な営業を装いながら、会話やマッサージ等の性を売り物にする営業によって子ども達が性的な被害に遭う問題のこと。

◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会選挙で男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女の公職の候補者数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた法律で、平成 30(2018)年に施行された。令和 3(2021)年には、候補者の選定方法の改善、候補者となる人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策等にも政党は取り組むよう努めるものと改正されている。

◇セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

主に、職場で行われるさまざまな性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、

それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること。

「筑紫野市男女共同参画推進条例」では、職場だけでなく、学校、地域等のあらゆる場を対象としている。

◇積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

法律上男女の「機会均等」が認められていても、社会的・経済的格差が現実存在するところでは、その機会均等は形式的なものにすぎないことから、実質的な機会の平等を確保して、男女間の機会の均衡を図る必要があり、そのための措置が積極的格差是正措置である。「積極的格差是正措置」の例として、配置や登用状況に格差がある場合、男女いずれか少ない方に対して必要な教育訓練を行ったり、目標値を定めて計画的に登用を進めることなどが挙げられる。また、審議会等の構成メンバー等について、参画すべき男女の数や比率を定める割当制（クォータ制）等も考えられる。

なお、このような積極的格差是正措置による一時的措置は、「女子差別撤廃条約」第4条で、差別ではない旨規定されている。

《た行》

◇男女雇用機会均等法

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保や女性労働者の妊娠中や出産後の健康の確保等の措置を推進することを目的として、昭和60年（1985）年に制定、翌年施行された。現在、募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、事業主への職場でのセクハラ・マタハラ防止対策の措置義務などが定められている。

◇筑紫野市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとして要保護児童の早期発見及び適切な保護を図ることを目的に、平成18年5月、関係機関・団体等関係者から成る協議会が設置された。機関・団体等が相互に連携・協力して、要保護児童等に対し適切な支援活動の強化・充実を図っている。

◇デートDV

デートDVとは、恋人間で生じる暴力のことである。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しついたりする「力と支配の関係」が根底にある。

◇DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると、「家庭内暴力」であるが、一般的には「主に夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。「筑紫野市男女共同参画推進条例」では、ドメスティック・バイオレンスについて「配偶者等の親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的若しくは言語的な苦痛を与える暴力又は虐待をいう。」と規定し、

DV防止法より対象や暴力の範囲を広く定義している。

◇特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」により、国の各府省や地方公共団体が「特定事業主」として自らの職員の子どもたちの健やかな育成のために、また職場における女性活躍推進のために策定が義務づけられた計画のこと。

《な行》

◇認定農業者

認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、プロの農業経営を目指す農業者が立てた農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らして認定するものである。認定農業者になると、その計画達成に向けてさまざまな支援措置を受けることができる。以前は、認定農業者は1経営体に1人だけであったが、現在は、女性農業者や農業後継者も、共同申請することで認定農業者になることができる。

《は行》

◇配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律）

この法律では、配偶者の暴力は人権侵害であることを明確にし、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策や措置が規定されている。これまで改正を重ね、DVの実態を反映した実効性の高い施策や措置が充実・強化されている。

◇パブリック・コメント

行政の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画案等の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する行政の考え方を公表し、市民の意見を政策に反映させる機会を確保させる手続きのことである。

◇パワー・ハラスメント

同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対しての様々な優位性を背景に行われるものも含む。

◇福岡県性暴力根絶条例

（福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例）

平成31(2019)年に成立した、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため制定された条例。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としている。

《ま行》

◇マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したことを理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換など「不利益取扱い」の行為。また、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したことに関して、上司・同僚が就業環境を害する行為。

◇メディア・リテラシー

メディア（方法、手段、媒体と訳すが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味）に流される情報をそのままのみにすることなく、批判的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用し、発信する能力のこと。

◇メンタルヘルス

心の健康のこと。情報化、管理化された現代社会においては、ストレスが増大し、家庭や学校、職場などで心の不健康状態にある人が増加し、社会問題となっている。

《ら行》

◇ライフステージ

人生の時期的な区分のことで、一般には幼年期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。また、家庭においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる場合もある。

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。子どもを産む、産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、生涯を通じて性と生殖に関する課題については、基本的には本人の意思を尊重しようとする考え方のことである。平成6（1994）年、カイロで開催された国際人口・開発会議で提唱され、翌年の第4回世界女性会議において、女性の基本的人権であると位置づけられた。

《わ行》

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域活動等のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランスは、家族の絆を深めるとともに、少子高齢化への対応、生涯学習、ボランティア活動及び地域における活動の振興など社会全体としての観点からも、その推進が求められている。

2 担当課主要事業一覧

担当課	基本 目標	基本 方向	NO	具体的事業
全課	プラン推進の ための施策		70	市職員研修の実施
関係課	I	1	1	男女共同参画の視点に立った講座・学習階の実施
	I	1	2	市民との協働による学習機会の充実
	I	1	7	託児体制の充実
	II	3	21	DV被害者相談窓口の周知徹底
	II	3	23	関係機関・団体との連携によるDV被害者支援
	II	3	24	DV被害者への自立支援の充実
	II	4	25	あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施
	II	5	29	年代に応じた性教育の推進
	III	6	35	高齢者の社会参加への支援
	III	7	49	性の多様性への配慮と理解の促進
	IV	8	50	女性委員の積極的登用の促進
	IV	8	51	審議会等委員に対する研修会などの情報提供
	IV	8	52	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナー等の開催又は情報提供
議事課	プラン推進の ための施策		73	市刊行物における表現の配慮
	IV	8	53	政治分野における男女共同参画の推進
秘書広報課	プラン推進の ための施策		72	市議会議員に対する研修等の支援
	プラン推進の ための施策		73	市刊行物における表現の配慮
人事課	プラン推進の ための施策		70	市職員研修の実施
	プラン推進の ための施策		71	市職員に対する意識調査の実施
	プラン推進の ための施策		74	特定事業主行動計画の推進
	プラン推進の ための施策		75	特定事業主行動計画の職員への周知徹底
	プラン推進の ための施策		76	ハラスメント防止のための研修の実施
	プラン推進の ための施策		77	ハラスメントの防止に関する規程の整備及び内容の周知徹底
総務課	プラン推進の ための施策		78	ハラスメント等の相談しやすい窓口の充実
	IV	9	54	地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進
選挙管理委員会事務局	IV	8	53	政治分野における男女共同参画の推進
コミュニティ推進課	IV	9	54	地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進
財政課	IV	10	57	事業所における男女共同参画推進状況の把握
危機管理課	II	4	27	性暴力防止のための啓発と被害者への情報提供
	IV	11	67	地域防災活動への女性の参画促進
	IV	11	68	地域防災（復興）施策への男女共同参画の視点の導入
	IV	11	69	消防団活動における女性の活躍促進
人権政策・ 男女共同参画課	I	1	1	男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施
	I	1	2	市民との協働による学習機会の充実
	I	1	3	市広報や市ホームページなどを利用した啓発活動の充実
	I	1	4	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	I	1	5	男女共同参画に関する行事・表彰による啓発の推進
	I	1	6	保護者に対する意識啓発の推進
	I	1	8	制度・慣習・慣行の調査
	I	1	9	制度・慣習・慣行の見直しに向けた啓発の推進
	I	1	10	メディア・リテラシー向上のための啓発
	I	1	11	国際的な男女共同参画の情報収集・提供
	I	1	12	国際的な男女共同参画に関する講座等の実施
	II	3	19	DVやデートDVについての周知及び啓発
II	3	20	関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進	

担当課	基本 目標	基本 方向	NO	具体的事業	
人権政策・ 男女共同参画課	Ⅱ	3	21	DV被害者相談窓口の周知徹底	
	Ⅱ	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮	
	Ⅱ	3	23	関係機関・団体との連携によるDV被害者支援	
	Ⅱ	3	24	DV被害者への自立支援の充実	
	Ⅱ	4	25	あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施	
	Ⅱ	4	27	性暴力防止のための啓発と被害者への情報提供	
	Ⅱ	5	28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知、啓発	
	Ⅲ	6	42	男性の子育てに関する情報提供	
	Ⅲ	6	43	男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施	
	Ⅲ	7	47	同和地区の女性への施策の推進	
	Ⅲ	7	48	外国人女性への施策の推進	
	Ⅲ	7	49	性の多様性への配慮と理解の促進	
	Ⅳ	8	50	女性委員の積極的登用の促進	
	Ⅳ	8	51	審議会等委員に対する研修会などの情報提供	
	Ⅳ	8	52	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナー等の開催又は情報提供	
	Ⅳ	8	53	政治分野における男女共同参画の推進	
	Ⅳ	9	54	地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進	
	Ⅳ	9	55	補助金交付団体に対する男女共同参画推進状況等調査の実施と啓発への活用	
	Ⅳ	10	56	企業・事業所に対してのワーク・ライフ・バランスや法や制度の情報提供	
	Ⅳ	10	57	事業所における男女共同参画推進状況の把握	
	Ⅳ	10	58	企業・事業所に対しての女性活躍推進に関する情報提供	
	Ⅳ	10	59	女性に対する就労支援セミナーの充実	
	Ⅳ	10	60	働く女性のための相談体制の充実	
	Ⅳ	11	68	地域防災（復興）施策への男女共同参画の視点の導入	
		プラン推進の ための施策		70	市職員研修の実施
		プラン推進の ための施策		71	市職員に対する意識調査の実施
		プラン推進の ための施策		73	市刊行物における表現の配慮
		プラン推進の ための施策		79	男女共同参画推進本部体制を中心とした施策の効果的な推進
		プラン推進の ための施策		80	男女共同参画審議会の運営
		プラン推進の ための施策		81	苦情処理制度の活用
	プラン推進の ための施策		82	筑紫野市男女共同推進センターの機能充実	
	プラン推進の ための施策		83	国、県、他自治体との連携強化	
	プラン推進の ための施策		84	市民団体・グループなどとの連携・支援	
	プラン推進の ための施策		85	市民意識調査の実施	
市民課	Ⅱ	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮	
国保年金課	Ⅱ	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮	
健康推進課	Ⅱ	5	29	年代に応じた性教育の推進	
	Ⅱ	5	31	健康教育の推進	
	Ⅱ	5	32	健康診査等受けやすい環境整備	
	Ⅱ	5	33	健康相談の充実	
	Ⅱ	5	34	メンタルヘルスの取組の充実	
	Ⅲ	6	36	高齢者健康講座の充実	
	Ⅲ	6	37	高齢男性の生活自立への支援	

担当課	基本目標	基本方向	NO	具体的事業
子育て支援課	I	1	1	男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施
	I	1	6	保護者に対する意識啓発の推進
	II	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮
	II	3	23	関係機関・団体との連携によるDV被害者支援
	II	3	24	DV被害者への自立支援の充実
	II	5	28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知、啓発
	II	5	29	年代に応じた性教育の推進
	II	5	30	母子保健施策の充実
	III	6	41	子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実
	III	6	42	男性の子育てに関する情報提供
	III	6	43	男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施
	III	7	48	外国人女性への施策の推進
保育児童課	I	2	13	就学前教育・保育における男女共同参画の推進
	II	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮
	III	7	44	ひとり親家庭等に対する情報の提供
	III	7	45	ひとり親家庭等への相談事業の充実
保育所	I	1	6	保護者に対する意識啓発の推進
	I	2	13	就学前教育・保育における男女共同参画の推進
	I	2	16	保育士・教諭に対する男女共同参画研修の実施
	III	6	41	子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実
	III	6	42	男性の子育てに関する情報提供
生活福祉課	II	3	20	関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進
	III	6	38	介護サービスの充実
	III	6	39	在宅福祉サービスの充実
	III	6	40	高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実
	III	7	46	障がいのある女性に配慮した施策の推進
保護課	II	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮
高齢者支援課	II	3	20	関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進
	II	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮
	III	6	35	高齢者の社会参加への支援
	III	6	36	高齢者健康講座の充実
	III	6	37	高齢男性の生活自立への支援
	III	6	38	介護サービスの充実
	III	6	39	在宅福祉サービスの充実
	III	6	40	高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実
	III	6	43	男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施
農政課	IV	10	61	「家族経営協定」、女性の「認定農業者」の増加促進
	IV	10	62	農業女性グループ活動への支援
	IV	10	63	農業女性リーダーの育成支援
農業委員会	IV	10	64	農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進
商工観光課	II	4	25	あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施
	IV	10	56	企業・事業所に対してのワーク・ライフ・バランスや法や制度の情報提供
	IV	10	58	企業・事業所に対しての女性活躍推進に関する情報提供
	IV	10	65	商工団体役員への女性の登用促進
	IV	10	66	自営商工業に従事する女性に対する支援

担当課	基本 目標	基本 方向	NO	具体的事業
教育政策課	I	1	1	男女共同参画の視点に立った講座・学習会の実施
	I	1	4	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
	Ⅲ	7	49	性の多様性への配慮と理解の促進
学校教育課	I	1	6	保護者に対する意識啓発の推進
	I	1	10	メディア・リテラシー向上のための啓発
	I	2	13	就学前教育・保育における男女共同参画の推進
	I	2	14	学校教育における男女共同参画の推進
	I	2	15	児童・生徒の性的指向・性自認への配慮
	I	2	16	保育士・教諭に対する男女共同参画研修の実施
	I	2	17	教職員に対する男女共同参画研修の実施
	Ⅱ	3	19	DVやデートDVについての周知及び啓発
	Ⅱ	3	22	DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮
	Ⅱ	4	26	学校における性暴力防止対策の充実
	Ⅱ	4	27	性暴力防止のための啓発と被害者への情報提供
	Ⅱ	5	29	年代に応じた性教育の推進
	Ⅲ	6	41	子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実
	生涯学習課	I	1	1
I		1	2	市民との協働による学習機会の充実
I		1	6	保護者に対する意識啓発の推進
I		1	10	メディア・リテラシー向上のための啓発
I		2	18	社会教育関係者に対する研修の実施
Ⅲ		6	37	高齢男性の生活自立への支援
Ⅲ		7	47	同和地区の女性への施策の推進
Ⅳ		8	52	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナー等の開催又は情報提供
文化・スポーツ振興課	I	1	4	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供

3 関係法令

(1) 筑紫野市男女共同参画推進条例

(平成17年10月18日条例第31号)
改正平成18年1月4日条例第8号

目次

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第12条—第20条)

第3章 筑紫野市男女共同参画推進委員(第21条—第32条)

第4章 苦情及び救済の申出の処理(第33条—第43条)

第5章 筑紫野市男女共同参画審議会(第44条—第54条)

第6章 雑則(第55条)

附則

私たちの日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、国においては、男女平等の実現に向けた取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における動向に呼応して進められてきました。筑紫野市は、平成7年に「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」を制定し、平成15年には「男女共同参画都市宣言」を行うなど、あらゆる差別のないまちづくりのための様々な取組を行っています。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行は、今なお根強く残っています。これらを解消し、真の男女平等を実現するには、なお一層の努力が不可欠です。さらに、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。このような状況の中で、国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」として位置づけました。筑紫野市においても、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、市、市民、事業者等が協働して、男女共同参画を推進しなければなりません。ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業を

行うものをいう。

- (5) 地縁等による団体 市内における自治組織等地縁に基づく団体及び市内を活動の拠点とするスポーツ団体等をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的若しくは言語的な苦痛を与える暴力又は虐待をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) すべての人は、直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保され、個人として尊重されなければならない。この場合において、部落差別をはじめ、障害、国籍、年齢、文化その他の理由による差別と性による差別とを重複して受けないよう配慮されなければならない。
- (2) すべての人は、対等な関係の下に、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性によって固定された役割分担意識に基づく制度又は慣行に縛られることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、活動が選択できるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、平等に参画する機会が保障されなければならない。
- (5) すべての人は、家族の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画を推進する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

3 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

4 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者及び地縁等による団体(以下「市民等」という。)と協力しなければならない。

(市議会の責務)

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭

その他のあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、市の男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭を両立できるよう就労に関する条件及び環境の整備に努めなければならない。
- 4 事業者は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 事業者が市との工事請負等契約を希望し、競争入札参加資格審査申請を行う場合は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない。

(地縁等による団体の責務)

- 第8条 地縁等による団体は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、すべての人が性にかかわらず、対等な構成員として平等に参画できる機会を確保するよう努め、相互に協力して男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第9条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(補助金交付団体の責務)

- 第10条 市から運営又は活動に対する補助金を受けている団体は、市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止等)

- 第11条 すべての人は、あらゆる分野において性による差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント並びに人身売買及び売買春等人権を侵害する行為をしてはならない。
- 3 すべての人は、公衆に表示する情報において、性による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現並びに男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画に係る基本計画等)

- 第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「男女共同参画に係る基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ筑紫野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。
- 4 市は、毎年、男女共同参画に係る基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(市における政策の立案及び決定の過程への参画促進等)

- 第13条 市は、市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進するため、次に掲げる積極的格差是正措置を行う。

- (1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当

該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること。

- (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

- 2 性にかかわらず、職員が、子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うこと。

(農林業及び自営商工業分野における推進)

- 第14条 市は、農林業及び自営の商工業の分野において、すべての人が性にかかわらず対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(女性の労働環境改善のための支援)

- 第15条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進教育の充実)

- 第16条 市は、学校教育その他の教育の分野において、男女共同参画を推進する教育の充実を図らなければならない。

(啓発活動等)

- 第17条 市は、男女共同参画に関する市民の関心及び理解を深めるため、情報の提供及び啓発活動を行わなければならない。

- 2 市は、男女共同参画について広く市民の理解を深め、その取組の意欲を高めるため、男女共同参画推進に関して著しく功績があったものを表彰することができる。

(調査研究)

- 第18条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、情報の収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進体制)

- 第19条 市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない。

(活動拠点)

- 第20条 男女共同参画の推進にむけた市民等の活動拠点を筑紫野市生涯学習センター(筑紫野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成12年筑紫野市条例第51号)第1条に規定する施設をいう。)内に置く。

第3章 筑紫野市男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

- 第21条 市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、筑紫野市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

- (1) 市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情

- (2) 性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済

- 2 推進委員の定数は、3人以内とする。

- 3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員の数が2人以上であ

る場合においては、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(推進委員の職務)

第22条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(代表推進委員)

第23条 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。

2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(任期)

第24条 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

3 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(責務)

第25条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(除斥)

第26条 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生じるおそれのある場合は、第33条に定める苦情又は救済の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第27条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

第28条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第29条 市長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
- (2) 職務を怠り、又は第25条から前条までの規定に違反した場合
- (3) 推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合

(推進委員の報酬及び費用弁償)

第30条 推進委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 推進委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(関係機関等との連携)

第31条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなけ

ればならない。

(推進委員の庶務)

第32条 推進委員の庶務は、総務部人権政策・男女共同参画課において処理する。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第33条 市民等は、推進委員に対し、第21条第1項第1号に規定する苦情の申出をすることができる。

2 市内において市及び市民等から人権侵害を受けた個人は、推進委員に対し、第21条第1項第2号に規定する救済の申出をすることができる。

(申出の手続)

第34条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行われなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

- (1) 申出人の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実
- (3) その他規則で定める事項

2 苦情等の申出は、代理人により行うことができる。

(調査の実施等)

第35条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の場合において、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。

3 市は、第1項に規定する調査を拒んではならない。

4 推進委員は、市民等に対して第1項に規定する調査の協力を求めることができる。この場合において、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。

(推進委員の調査の対象としない事案)

第36条 苦情等の申出が次に掲げる事案であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の調査の対象としない。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決等があった事案
- (2) 行政庁において不服申立てが行われている事案及び不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定した事案
- (3) 議会に関する事案
- (4) 推進委員が既に苦情等の処理を終了した事案
- (5) 前条第4項に規定する調査協力の同意が得られない事案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないことと推進委員が認める事案

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(調査の中止等)

第37条 推進委員は、調査を開始した後においても、苦情等の申出が第36条第1項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(是正勧告)

第38条 推進委員は、第33条第1項に規定する苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、その機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)することができる。この場合において、是正勧告は、推進委員の合議を要する。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

4 推進委員は、是正勧告を行い、又は前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、苦情の申出人にその旨を通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、個人情報保護等の人権に必要な配慮がされなければならない。

(救済勧告)

第39条 推進委員は、第33条第2項に規定する救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該機関に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)することができる。この場合において、救済勧告は、推進委員の合議を要する。

2 前項の場合において、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第40条 推進委員は、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策若しくは措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)することができる。この場合において、意見表明は、推進委員の合議を要する。

2 推進委員は、制度改善の意見表明をするときは、速やかに、意見表明することを苦情等の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、公表に当たっては、個人情報の保護等の人権に必要な配慮がされなければならない。

(市以外のものによる人権侵害の救済)

第41条 推進委員は、第33条第2項に規定する救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に関する状況を是正するため、市長に対し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に関する状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に関する状況を公表するよう求めることができる。

3 第1項に規定する要請若しくは前項に規定する公表を求めたとき、又は次条第5項に規定する通知を受けたときは、推進委員は、救済の申出人に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第1項の規定による要請の求め及び第2項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第42条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 市長は、前条第2項の規定による公表を求められたときは、

人権侵害の状況について必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前条第1項又は第2項に規定する推進委員からの求めを尊重しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する市民等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項の要請又は第2項の公表を行ったときは、推進委員に対し、速やかに、その内容を通知しなければならない。(自己の発意による苦情等の処理)

第43条 推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。

2 前項の場合において、第35条及び第38条から前条までの規定を準用する。この場合において、推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害の事案について調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

3 市長は、推進委員の発意に基づく事案について前条第1項の要請又は前条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

第5章 筑紫野市男女共同参画審議会

(筑紫野市男女共同参画審議会の設置)

第44条 本市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、筑紫野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第45条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、市長に建議することができる。

(組織)

第46条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第47条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体代表
- (3) 市民

(委員の任期)

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第49条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければならないことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第51条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者等の出席)

第52条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第53条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(審議会の庶務)

第54条 審議会の庶務は、総務部人権政策・男女共同参画課において行う。

第6章 雑則

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(筑紫野市男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 筑紫野市男女共同参画審議会設置条例(平成14年筑紫野市条例第6号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な推進委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止する筑紫野市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により委嘱された委員は、第47条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員とみなす委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成18年1月4日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受

することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の

形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第三条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なものであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び

文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びにこの政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻

又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他

の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃する

ためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているか否かを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、3年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選

ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって

男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものでない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条
締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することがで

きる。
第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第46号

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)
第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)
第四章 保護命令 (第十条―第二十二條)
第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則 (第二十八条の二)
第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊し又ははなれなければならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近を徘徊し又ははなれなければならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ

る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令

の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を

記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八條ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事

情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるも

のとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号（抄）〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号 〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正(令和元年六月法律第二十四号)

目次

第一章	総則
第二章	基本方針等
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条―第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければ

ならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)

を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務

年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事

業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活にお

ける活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する

状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第

二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並び

に附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 男女共同参画関連年表

年	世界	国・福岡県	筑紫野市
1945年 (昭和20年)	・国際連合発足 ・国際連合憲章採択		
1946年 (昭和21年)	・国際経済社会理事会の下に「女性の地位委員会」設置	・日本初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1948年 (昭和23年)	・国連「世界人権宣言」採択		
1966年 (昭和41年)	・国連「国際人権規約」採択		
1947年 (昭和42年)	・国連「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採択 ・「国連婦人の10年」を決定	・総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭和51年)	・ILO(国際労働期間)事務局に婦人労働問題担当室を設置	・民法等改正(離婚後婚氏続称制度の新設)	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」決定	
1978年 (昭和53年)		・婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊 ・県「福岡県婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	国連 ・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択	・県「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	婦人の十年 ・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法等改正(配偶者の相続改正、寄与分制度新設) ・県「婦人懇話会」提言書提出 ・県「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	十年 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年 (昭和57年)	年	・県「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)	・「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会		・「婦人問題検討委員会」設置
1984年 (昭和59年)		・「国籍法」改正(父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)	・「国民年金法」改正 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効 ・県「婦人問題懇話会」提言書提出	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・県 第2次「福岡県行動計画」策定 ・県「婦人対策室」から「婦人対策課」へ名称変更	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		・「改正労働基準法」施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校の家庭科の男女必修等) ・「新国内行動計画に関する報告書」公表	
1990年 (平成2年)	・国連「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		

年	世界	国・福岡県	筑紫野市
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定)策定 県「婦人問題懇話会」提言書提出 県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 初の「婦人問題担当大臣」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性問題推進協議会」設置 「女性問題懇話会設立準備委員会」発足
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題に関する「市民意識調査」実施 「女性問題懇話会」発足
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 総理府に(総理府令一部改正)「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「女性の翼」(大韓民国)実施
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(ILO156条約)批准 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回「女性の翼」(北京女性会議NGOフォーラム参加)実施 「女性問題懇話会」提言書提出
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画2000年プラン」(国内行動計画)策定 県第3次「福岡県行動計画」策定 県福岡県女性総合センター(あすばる)開館 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回「女性の翼」(シンガポール・マレーシア)実施 女性行動計画策定委員会設置
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性政策課」設置 第4回「女性の翼」(ドイツ・フランス)実施
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> 「ちくしの男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画推進委員会」設置 第5回「女性の翼」(デンマーク・スウェーデン)実施
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第6回「女性の翼」(オーストラリア・ニュージーランド)実施
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第7回「女性の翼」(アメリカ)実施
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編により内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布、一部施行 県「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター内に「女性センター」の機能を位置づけ 「ちくし女性ホットライン」開設
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」全面施行 県「福岡県男女共同参画審議会」設置 県「福岡県男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第8回「女性の翼」(ノルウェー・フィンランド)実施 総務部「女性政策課」から人権環境政策部「男女共同参画推進課」に組織改正 「女性問題協議会」「男女共同参画推進委員」から「男女共同参画推進本部」に組織改正
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市宣言 「男女共同参画審議会」設置 第9回「女性の翼」(オランダ・ベルギー)実施
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会中間見直し答申「ちくしの男女共同参画プラン(改訂)」 第10回「女性の翼」(ドイツ・デンマーク)実施 「ちくしの男女共同参画プラン(改訂)」策定

年	世界	国・福岡県	筑紫野市
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「育児・介護休業法」改正	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会実現のための条例に盛り込む基本的事項について」 ・「市民意識調査」実施 ・「筑紫野市男女共同参画推進条例」制定
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「筑紫野市男女共同参画推進条例」制定 記念事業開催 ・「筑紫野市男女共同参画推進条例」施行
2007年 (平成19年)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女共同参画審議会答申 「第2次ちくしの男女共同参画プラン」 ・男女共同参画ネットワーク「ちくしのフォーラム」発足
2008年 (平成20年)			・「第2次ちくしの男女共同参画プラン」策定
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など) ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010年 (平成22年)	・国連婦人開発基金(UNIFEM)と国連グローバル・コンパクト6が共同による「女性のエンパワメントのための指針」発表	・「(改正)育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・市民参加型「ちくしの市民の翼」開始
2011年 (平成23年)		・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	・「市民意識調査」及び「職員意識調査」実施
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		・男女共同参画審議会答申 「第2次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」
2013年 (平成25年)		・「配偶者暴力防止法」改正(平成26年1月施行)	・「第2次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」策定
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議(仙台) 「仙台防災枠組」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	・女性大活躍推進宣言
2016年 (平成28年)		・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	・「筑紫野市事業主行動計画」策定 ・「市民意識調査」及び「職員意識調査」実施
2017年 (平成29年)	・第61回国連婦人の地位委員会の開催		・男女共同参画審議会答申 「第3次ちくしの男女共同参画プラン」
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・県「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民などを守るための条例」制定	・「第3次ちくしの男女共同参画プラン」策定 ・市民生活部「男女共同参画推進課」から総務部「人権政策・男女共同参画課」に組織改正

年	世界	国・福岡県	筑紫野市
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」一部施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 	
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+25」記念会合(第64回)国連女性の地位委員会(ニューヨーク) ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定 ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年」スタート 	
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正・施行 ・「育児・介護休業法」の一部改正(令和4年から段階的に施行) ・県「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民意識調査」及び「職員意識調査」実施
2022年 (令和4年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性センター」から「男女共同推進センター」に名称変更 ・パブリックコメント実施 ・男女共同参画審議会より「第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」答申
2023年 (令和5年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」策定

5 諮 問

4 筑人第 5045 号
令和 4 年 6 月 20 日

筑紫野市男女共同参画審議会
会長 原 田 裕 子 様

筑紫野市長 藤 田 陽 三

「第3次ちくしの男女共同参画プラン」中間見直しについて（諮問）

筑紫野市男女共同参画推進条例（平成 17 年筑紫野市条例第 31 号）
第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

（諮問内容）

筑紫野市男女共同参画推進条例第 12 条第 1 項の規定に基づき策定している「第3次ちくしの男女共同参画プラン」の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市は、平成 30 年 3 月に 10 年間を計画期間とする「第3次ちくしの男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施してまいりました。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けた様々な状況の変化を踏まえて中間年に点検・見直しを行うこととなっているため、貴審議会の意見を求めるものです。

6 答 申

令和 5 年 3 月 23 日

筑紫野市長
平 井 一 三 様

筑紫野市男女共同参画審議会
会 長 原 田 裕 子

「第3次ちくしの男女共同参画プラン」の中間見直しについて（答申）

令和 4 年 6 月 20 日付、4 筑人第 5045 号で諮問があった第3次ちくしの男女共同参画プランの中間見直しについて、当審議会で慎重に審議した結果、別添「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）（案）」をもって答申とします。

なお、本プランの推進にあたっては、プランの基本理念である「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」を目指し、市民等と協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層積極的に進められますよう要望します。

7 筑紫野市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	構成	所属等
はらだ ひろこ 原田 裕子	(会長) 識見を有する者	元) 福岡県男女共同参画センター館長
おにき ひろはる 鬼木 寛治	(副会長) 識見を有する者	筑紫野市人権擁護委員
べ へしよん 裴 海善	識見を有する者	筑紫女学園大学教授
かしくま し のぶ 柏熊 志薫	識見を有する者	福岡県弁護士会弁護士
かさい まさひろ 笠井 雅弘	関係団体代表	男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会
たきもと ちよみ 瀧本 千代美	関係団体代表	部落解放同盟筑紫地区協議会
くぼ かつみ 久保 勝美	関係団体代表	筑紫野市立小中学校校長会
かたはら ともこ 片原 智子	関係団体代表	筑紫野市翼の会
たかやま あけみ 高山 明美	関係団体代表	コミュニティ運営協議会
きたおか こういち 北岡 幸一	関係団体代表	筑紫野市商工会
むらお さとこ 村尾 智子	市民	市民公募
やすなが しんや 安永 伸也	市民	市民公募

(令和5年3月23日現在 敬称略)

8 審議会におけるプラン策定までの経過

回	開催日	会議の内容
第1回	令和4年6月20日(月) 18:00～ 市役所 504 会議室	(1) 諮問 (2) 報告事項 ①センター名称の変更 ②市職員意識調査結果 ③男女共同参画に関する国内の動向 (3) 審議事項 ①第3次プラン(後期)策定スケジュール ②令和3年度実施状況報告
第2回	令和4年7月20日(水) 18:00～ 市役所 403 会議室	(1) 報告事項 ①市職員意識調査結果へのご意見に対する回答 (2) 審議事項 ①後期プラン骨子(案) ②後期プラン体系(案)
第3回	令和4年10月28日(金) 18:00～ 市役所 504 会議室	(1) 報告事項 ①令和3年度実施状況報告へのご意見に対する回答 ②各課ヒアリング結果 (2) 審議事項 ①第1章 プラン策定の背景 ②第2章 プランの基本的考え方 ③第3章 施策の内容(基本目標Ⅰ、Ⅱ)
第4回	令和4年12月2日(金) 18:00～ 市役所 506 会議室	(1) 報告事項 ①第3回審議内容の確認 第1章～第3章(基本目標Ⅰ、Ⅱ) (2) 審議事項 ①女性の労働状況に関する資料について ②第3章 施策の内容 (基本目標Ⅲ、Ⅳ、プラン推進のための施策) ③目標指標の設定 ④パブリック・コメントについて
パブリック・コメントの実施(令和4年12月21日(水)～令和5年1月31日(火))		
第5回	令和5年2月15日(水) 18:00～ 市役所 504 会議室	(1) 報告事項 ①パブリック・コメントの実施結果 ②答申について
答申(令和5年3月23日(木))		

発行 令和5年3月

編集 筑紫野市 総務部 人権政策・男女共同参画課

筑紫野市男女共同参画都市宣言

緑豊かな自然、詩情あふれるまちなみ
そして、そこに住む人々が調和する 筑紫野市

このまちに住むわたしたちは
お互いに
人権を尊重し
責任を担い
性別にとらわれることなく
その個性と能力が発揮でき
すべての人が「自分らしく生きる喜び」を実感できる
男女共生の家庭、地域、社会づくりをめざして
ここに
「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年2月16日



筑紫野市における男女共同参画のシンボルマークです。
Womanの「W」とManの「M」をデザイン化したもので、市民の応募作品です。